

公開意見募集の結果について

平成 21 年 11 月 5 日の第 19 回 P F I 推進委員会で当面のとりまとめを行った「P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）(案)」について、平成 21 年 11 月～12 月にかけて公開意見募集を実施した。

意見募集期間：平成 21 年 11 月 17 日（火）～平成 21 年 12 月 25 日（金）

意見数： 20 人 355 件

（内訳）

- ・「P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）(案)」への意見 332 件
 - うち全体に対する意見 35 件
 - 個別条項に対する意見 297 件
- ・その他 23 件

平成21年度公開意見募集

	職業	対象	条文	項	御意見
1	コンサルタント	標準契約	全般		BOT方式の場合の注意書きをつける主旨が不明確で、記述も中途半端にならざるを得ないため必要はないのではないか？ 注意書きは、「標準契約1」、主な想定をBTO、施設整備型(庁舎、宿舍等)に必要なものに限定した方がわかりやすいのではないかと？
2	その他	標準契約	全般		この内容では入居者や他の利用者の利便性や社会背景の変化による施設の機能向上が見込めない。 契約時点で権利が確保される事も重要ではあるが、価値の高いパブリックスペースの確保が重要であることを考慮し、管理者や選定事業者の間だけでなく第三者からの要求へ対応する義務や努力義務も設けるべきである。
3	金融機関	標準契約	全般		PFI標準契約の制定についてはPFI事業の更なる普及のために望ましいことと史料致します。しかしながら、事業契約の詳細内容については各事業の特性、リスク分担等を踏まえて策定されるものであり、入札公告後の契約案に対する質疑応答において標準契約に記載されていることを理由とする回答は避けて頂きたいと史料致します。
4	その他	標準契約	全般		PFI事業契約は、事業内容、事業構造等によって、その内容が大きく異なる。契約内容については、事業の性質に応じて、官民の協議と合意の下、柔軟に定める必要がある。 標準契約は、施設整備型、サービス購入型、BTOなど対象を限定した形で策定されており、その内容を病院PFIなどの他の事業内容、事業構造の契約にそのまま当てはめることは適切ではない。地方自治体等実際の現場において、契約の対象事業の性質を十分精査することなく、運営重視型の事業等、標準契約が対象として想定していない事業の契約に対しても、標準契約がそのまま用いられるおそれがある。 したがって、標準契約が想定外の契約に適用されることのないよう、十分に周知徹底を図るべきである。
5	その他	標準契約	全般		PFIは官民の協働事業であり、VFMを最大化するためには、官民が対等な立場で事業の実施にあたる必要がある。官民の間で十分に意思疎通を図り、両者の合意の下に事業を行うことが重要であり、専ら一方が意思決定を行うようなことは避けなければならない。 標準契約には、一定期間内に官民の協議が整わない場合は、費用や対応措置等につき暫定的な対応として、管理者が決定し、選定事業者へ通知するものとするなど、官側に有利な契約内容となっている部分が見られる。官民が対等かつ公平な立場で事業に臨むことができるよう、当事者間の協議をもって合意に至らない場合は、係争の対象となる部分について、ADR(裁判外紛争解決手続)をはじめとする第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の紛争解決手段を用いるべきである。
6	その他	標準契約	全般		現状のPFI事業では、民間側でコントロールできない不可抗力によるリスクや、裁量権がない業務の事業リスクなどを民間側に負担させる事例がみられる。事業者側に過度にリスクを負担させれば、リスク回避のためのコストが委託料に上乗せされ、事業全体のコスト上昇につながる。民間のリスク負担能力を超える場合には事業が成立しないことにもなりかねない。 発注者・事業者間のリスク分担については、業務裁量権の所在や保険料などの民間側で発生するリスク回避まで含めた総コストを勘案し、最適かつ公平なリスク管理の観点から、契約上、リスク分担を適正に位置づけるべきである。
7	その他	標準契約	全般		入札説明書等及び事業者提案書等について、内容が曖昧であったり、口頭で変更がなされたにも拘わらず、契約締結時点で内容の整理や文書化を行わなかったりするため、契約後、官民間で誤解や矛盾が生じ、問題が生じることがある。 契約前の段階で官民間で合意した事項については、契約時点で入札説明書等及び事業者提案書等にすべて反映させたものを契約の付帯文書とする必要がある。また、契約後、契約内容を変更した場合についても、官民間で合意した変更内容を文書化すべきである。 また、標準契約において、「別に定めるところにより」(第五十条、第六十二条、第六十八条ほか)とあるが、契約の別条項を指すのか、別紙を指すのか定かでない。契約時点で明らかにすべきであり、契約に明確に記載すべきである。
8	その他	標準契約	全般		PFI推進委員会(以下「推進委員会」)のホームページを見る限り、推進委員会におけるPFI標準契約についての議論は昨年より行われているものの、具体的な条項についての議論は、今年の夏に始まったばかりであり、各条項について具体的な議論が尽くされているのか疑問である。標準契約案として開示するだけでなく、むしろ推進委員会で行われた議論の内容を紹介した上で、これを公開し、一般に見解を求めるときではないか。求められていることは、要点を絞って議論を募り、積極的に市民を含む国民各階層の意見を取り入れること、これを情報公開しながら纏めていくこと、である。標準契約という成果物のみありきで、議論が中途半端のまま、成案を固めるべきではないと考える。中途半端な議論で打ち切った場合、「標準契約」の考え方自体が、実際の商慣行や、市場における期待感から大きく逸脱することになり、その利用価値が大きく減殺されることを認識すべきであろう。現実から遊離した条項では市場における信頼を支持を失うこととなる。 また、推進委員会は、今年の春より、詳細な議事録をインターネット上に公開していない。議事録概要のみでは一般的には議論の論点を正確に理解することは困難である。議論の様子が一様に短期間で公開されるのは、政府審議会では常識であるが、議論の在り方の公開を遅らせることは、国民にとり、PFIへの関心が薄まる結果をもたらしている。十分な情報の開示なくしては、国民にパブリックコメントを求めても効果的ではない。
9	その他	標準契約	全般		本標準契約案は、「契約に関するガイドライン」、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的な考え方」をベースに作成されているが、これらの書類との整合性が確保されているか検証が必要である。現状では、これらの書類から見て満足のいく書類であるとまでは考えられない。例えば、過去のこれらの書類では多様な選択肢の記述が存在しながら、本標準契約案では極めて限定的な条項に留めている。選択肢の記述をしないということは、選択肢が多ければその条項における問題の所在やリスクがわかりやすくなるという利点を奪うとともに、選択肢を狭める効果をもたらしている。この点、他において十分な配慮がなされているとも想定できない。標準契約案である以上、過去の書類との論理的整合性を確保すること、代替案を注がきに記載する配慮をなすこと、注意書きの書きぶりを充実化(代替案を選択した場合はどのようにリスクに影響するかも説明)することなどは、契約当事者たる管理者及び民間企業にとり、極めて重要である。一例を纏めるだけではあまりにも貧弱である。従来の書類を踏まえつつ、限りなく、解りやすく、過去の指摘との整合性が保持され、選択肢の提示と十分な解説や注意書きが補足されることが適切かつ、望ましい。
10	その他	標準契約	全般		本標準契約案が対象とするような、施設整備型・サービス購入型の単純な案件のPFIを想定した代表的な標準契約書案を纏めることは確かに価値があるとはいえ、実態経済のニーズからは既に離れているといえる。例えば、事業契約の中途解除や補償の問題は、施設整備型であろうがなかろうが、本質は同じである。あるべき共通の本質論を議論しつつ、選択肢としてどう幅が広がり、施設整備型以外の場合にはどう契約条文上のインパクトが異なってくるかを正確に提示しなければ、必ず一方的な議論になる。これでは全体を把握しづらく、誤解を招きかねない。対象を限定して、一定の成果物を作ることは、否定されるべきではないが、やはり議論の幅を狭める効果があることを理解すべきである。
11	その他	標準契約	全般		本標準契約案が対象とするような、施設整備に若干の維持管理サービスが付帯する事業は、契約論理としては、通常の公共工事に類似的な契約条項が採用される部分もあろうが、PFI契約を公共工事約款と同じ発想、考えでその条文を規定することは適切な考え方ではありえない。長期継続契約で、工事だけではない事業となるPFIの特殊性や、公共工事とはリスクのあり方や権利義務関係の大きく異なるPFIの全体像を考慮する場合、必ずしも適切ではない条項が含まれることになりかねないからである。この点を正確に把握し、適切なコメントや注意書きがなされない限り、市場慣行を歪めることになりかねない。 この点につき、例えば、「協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する」という公共工事標準請負系約款の規定をそのまま本標準契約案にあてはめている点が挙げられる。また、第十八条第3項(注2)(モニタリング担当職員)についての二番目のコメント参照。

平成21年度公開意見募集

12	その他	標準契約	全般	この標準契約は「PFI 標準契約1」となっているが、今後如何なる内容の充実化を図ると共に、1以降は何で、如何なる具体的スケジュールのもとで、今後如何なる書類や規範が提示されるのか、国民の前に明らかにすべきであろう。過去、ガイドラインの規範等は、不断の改定をする、継続的な議論を行う旨の発言がPFI 推進委員会議事録に記載あるにも拘らず、具体の検討も、議論もなされた形跡がない。標準契約とは不断にその内容を検証し、より良い内容にしていくことは必須の要件でもあり、その体制を今から具備すること、具体的継続的な作業の内容とその目標を時系列的に開示することが、透明性の確保、国民による信頼へと繋がる。
13	その他	標準契約	全般	契約書後半を見て初めて前半の文章が捕捉されたり、全体がわかるという構図は好ましくない。前半にでてくる項目の中に、予め後段の条項を参照するなどして、一定のステップがあることを明らかにしないと理解しづらくなる。例えば第六十八條第五項がこれにあたる。後ろを見て、始めて調停というプロセスの存在を知ることになる。これがわかりやすい契約書といえるのか。その他にも以下の例がある。 第二十九條が、第十二條第一項3号4号を受けた規定となっている点 / 第十六條第五項第六項第八項第九項及び第三十四條第五項第六項が、第十三條第四項及び第十四條第四項を受けた規定となっている点 / 第二十六條が、第二十二條第五項、第二十四條第一項第二項及び第二十五條第一項第二項第四項を受けた規定となっている点 / 第五十四條第一項が、第二十二條第五項、第二十五條第五項、第四十五條第二項、第四十六條及び第四十九條から第五十三條を受けた規定となっている点 / 第五十四條第三項が、第二十二條第五項、第二十五條第五項、第二十七條第三項、第四十一條第三項、第四十二條第五項及び第四十五條第二項を受けた規定となっている点 / 第五十五條第一項が、第十三條第三項、第十四條第三項、第二十二條第五項、第二十五條第五項、第二十七條第三項、第三十條第四項、第四十一條第三項、第四十二條第五項、第四十五條第二項及び第五十條から第五十三條について定めた規定となっている点 / 第五十五條第二項が、第十三條第三項、第十四條第三項、第四十六條及び第五十條から第五十三條について定めた規定となっている点 / 第六十八條第一項が、第十三條第一項、第十四條第一項、第二十二條第四項、第二十六條第一項、第四十條第四項、第四十四條第五項、第五十四條第一項及び第五十五條第三項の規定について定めている点
14	その他	標準契約	全般	本標準契約案には、「別に定めるところにより」が多数存在するが、極めて曖昧な表現であって、内容を何時いかに、誰がどのように規定するのかについて何ら触れられていない。内容の解説もないためにいかなる具体的な選択肢があるかも理解できない。標準契約書案であるならば、内容に踏み込むべきであり、枠だけの説明では意図されているところを理解することはできない。あるべき選択肢を列挙しない限り、実務的ではない。例えば「別紙」であるとすれば、契約書そのものであって、便宜的に「別紙」にしているにすぎず、その内容を詳述しなければ、全体像を理解できないことになる。これでは、ややこしい内容や複雑な権利義務関係を意図的に外し、簡素化しているのしか見えぬ。 具体的には、(A)第四十七條第二項、(B)第四十七條第四項、第四十八條第四項、第五十條第一項、第五十六條第一項3号、第六十條第三項、第六十二條第五項、第六十八條第二項第五項に「別に定めるところにより(る)」との記載がある。
15	その他	標準契約	全般	PFI 契約の中で極めて重要な意味を持つ紛争解決の手順は注がき(第十三条注4)に記載するのではなく、明確に本文に記載するのがわかりやすい。手順の不明確な契約条項は適切ではない。また紛争解決方法については第六十八條「関係者協議会等」の規定の中に記載されているが、紛争解決方法に関する規定を関係者協議会等の条項の中に紛れ込ませることは、敢えて紛争解決方法に関する規定を隠そうとしているようにも見え、妥当でない。通常の「関係協議会等」と係争の場合の「紛争解決手続き」を明確に峻別し、後者を新たな条項として追加することが適切であろう。 なお、本標準契約案には、第五十四條第三項に「増加費用...又は...損害...費用の額については、管理者等と選定事業者が協議して定める」との規定があるが、協議が整わなかった場合についての規定が同条項だけ欠けている。同条項についてだけ協議が整わなかった場合を規律する規定がない理由の説明もなく、また同条項に基づく協議が整わなかった場合に取らうる実際のプロセスについても明らかでなく、紛争解決プロセスがわからず妥当でない。
16	その他	標準契約	全般	契約行為とは、本来、公平かつ平等という価値観のもとに関係当事者の権利義務をバランス良く配置すべきものであると考える。管理者等と選定事業者は契約当事者として原則対等である。公共サービスを提供する責務を一義的に担う管理者等の立場には配慮するべきではあるが、発注者たる管理者等である「官」が、特段の優位性を保持する条項がありうるとすれば、明確な説明が必要であろうし、かつその内容が合理的でなければならぬ。非合理的に管理者等が一方的に有利な立場にあり、大きな裁量権を保持する契約の仕組みは、極めて不安定かつバランスの取れない考え方でもあり、不適切である。たとえば当協議会パブリックコメント各論第九條(許認可等の手続)参照。民法上の契約当事者対等の基本を踏襲しつつ、特例的な事項はあくまでも例外としつつ、その理由に合理性が無ければならぬ。国が発する標準契約書においてもこのコンセプトが実質的に貫かれていなければ、国は誤ったメッセージを市場に伝えることになり、混乱を招く。
17	その他	標準契約	全般	管理者等及び選定事業者が、一定の事象が生じた場合に協議をし、協議が整わない場合、「暫定的な対応」として管理者等が一方的に判断してその判断基準の開示をせずに「通知する」という考えが一つの基本的な考えとして様々な条項で規定されているが、この考えは公平性、合理性の観点から適切であるとはいえない。「暫定的な対応」の判断基準や内容も不明確であり、そのような表現は管理者等による恣意的な判断を可能にし、実態面では「一方的通知」と何ら変わることはない。管理者等の主張ないしは要請に対し、選定事業者が合理的な疑義を持つ場合、当然、可能な限りサービス提供の継続を前提としつつ、協議、係争の手順を明示的に規定することが本来あるべき姿である。具体的には、原則として「一方の契約当事者による提案・問題の提示」、「内容の精査・評価及び協議」、「合意」、「合意に至らぬ場合の争点を絞った上での措置規定(中立な第三者専門家を交えた裁定、仲裁、調停など)」となる。 本件問題のある規定として、第十三條第三項、第十四條第三項、第二十二條第四項、第二十六條第一項、第四十條第四項、第四十四條第五項、第五十四條第一項、第五十五條第三項、第五十九條がある。
18	その他	標準契約	全般	本件規定又は本件と類似の規定は、設計図書の関係図書との適合性、工事の施工部分の設計図書・関係図書への適合性、PFI 施設の契約、設計図書又は関係図書への適合性、維持管理・運営業務の体制書及び計画書の契約及び関係図書への適合性、維持管理・運営業務の関係図書への適合性などが問題となる場合に設けられている。 本標準契約案においては、これらの場合において、適合性に關連し疑義が生じた際においてお互いが合理的な主張を保持する場合に合理的な解決策が見いだせるような措置が規定されておらず、「明示して...請求することができ、など一方的な規定になっている。このうち一部においては、「ただし、当該請求に対して選定事業者が...を是正する必要がある旨の意見を述べた場合において、...を是正しないことが適切であると管理者等が認めるときは、この限りでない」とされ選定事業者にも意見を述べる機会が与えられているが、是正しないことの適切性について管理者等に合理的な判断が求められているわけでもないため、結局管理者等の独断に委ねられかねないことになる。まずは「適合しない事由及び理由」を書面で明示し、その後「是正内容及び是正期間」につき費用負担の問題を含めて合理的な解決策を見出すべく協議手順を踏むべきであり、この場合も、協議をし、合意できる部分は合意をし、合意できず、両当事者に相当に合理的な主張がある場合には、専門家裁定、ないしは仲裁、調停手順を取ることが適切ではないか。 本件問題又は本件と類似の問題がある規定として、第十六條第四項、第二十一條第四項、第三十二條第三項、第三十四條第三項、第四十八條第二項、第六十二條第一項、第六十三條第一項などがある。
19	その他	標準契約	全般	本標準契約案では、上記(a)のような一方的な通知の後に、管理者等の一方的な判断の結果選定事業者が生じた増加費用・損害等については管理者等が負担する旨の規定がおかれることがある。しかしながら、かかる管理者等による負担によって当事者のバランスがとれるわけではない。さらに、本標準契約案では、管理者等が負担する増加費用等について、「通常妥当と認められる」という曖昧な基準が用いられていたり、管理者等が業務要求水準書を変更することにより対応することが可能となっていたり、結局は、その額や業務要求水準書の変更内容についても、協議が行われ協議が整わなければ管理者等がまた一方的に決めて通知するという道を再度迎えるたてつけになっていたりとあり、管理者等による増加費用・損害等の負担も実質的には機能しにくい構成になっているように思われる。 なお、本件問題のある規定として、第十三條第三項、第四十四條第五項、第四十五條がある。
20	その他	標準契約	全般	標準契約書に「表明保証」や「誓約」に関する規定を置くべきである。
21	その他	標準契約	全般	選定事業者が金融機関と融資契約を締結することを想定し、標準契約書中において、管理者等の選定事業者に対する倒産不申立て、強制執行申立権の放棄の規定を設けるべきではないか。

平成21年度公開意見募集

22	その他	標準契約	全般		契約解除時(及び終了時)における契約保証金の清算規定を置くべきではないか。
23	コンサルタント	標準契約	全般		サービス対価等定義なくして用いられている用語も散見されるため、定義語について初出の箇所定義規定を設けたり、定義規定を一ヶ条を設けたりすることをご検討いただきたい。
24	コンサルタント	標準契約	全般		章立てをし、各条文を第1.1条、第1.2条とした方が理解しやすく、標準契約としても利用しやすいものと思われるため、ご検討いただきたい。
25	コンサルタント	標準契約	全般		全条文について見出しを付けた方が理解しやすく、標準契約としても利用しやすいものと思われるため、第14条、第43条及び第57条についても見出しを付けることをご検討いただきたい。
26	コンサルタント	標準契約	全般		通知又は請求(第6条第4項、第13条第3項及び第4項、第14条第3項及び第4項、第24条第1項、第25条第1項及び第4項、第26条第1項、第40条第4項、第51条第1項、第53条第1項、第54条第1項)の効果が、契約上必ずしも明らかではないため、通知又は請求の結果いかなる法的効果が発生するのかを明示していただきたい。例えば、第13条第3項について、管理者等が業務要求水準書等の変更を選定事業者に通知した場合、その効果として、業務要求水準書等が変更され、選定事業者はかかる変更に従わなければならない義務を負うという理解で良いか。また、第24条第1項について、選定事業者が管理者等に設計着手予定日等の変更を請求した場合、(i)設計着手予定日等が変更されるのか、(ii)当然には設計着手予定日等は変更されず、管理者等は選定事業者と設計着手予定日等の変更について協議する義務を負うのか、を明確にいただきたい。
27	コンサルタント	標準契約	全般		前提条件どりにBOT案件としての標準約款に内容を限定すべき標準契約の対象が不明確です。 「標準契約(案)の対象について」において、BTO案件用と明確化していますので、(A)がBTO案件で(B)がBOT案件として選択できるように併記している部分と矛盾しています。 (B)に関連する注記は削除し、BTO案件を前提として完結させるべきだと考えます。 なお、BOT案件は別に契約案を制することが望ましいと思われまます。
28	コンサルタント	標準契約	全般		標準契約の対象となる分野を明示したことは大きな意義があったと思われるが、成果物にそれが十分生かされているのかが外部からはわかりづらい。PFIで生じる様々なリスクのうち、公用施設型ではどのようなリスクが重要で、どのようなリスクが重要ではないのかといった議論抜きで公用施設型の雛形として提示することは誤解を招きかねない。「公用施設型＝簡易」ではない。
29	コンサルタント	標準契約	全般		公用施設PFIの場合、仕様発注にかなり近い場合と、性能発注の場合双方があり、どちらを主な対象にするかを明示しなければ将来混乱が生じる。例えば、仕様発注に近い発注の場合、創意工夫の余地は少なくなる一方、契約の途中解除があった場合でも公共は大きなリスクを負わず済むので高額のペナルティを課す必要性は低い。一方、性能発注型の場合、公用施設の利用者は結局「公務員」であるため、契約締結後に変更が問題になりやすい。
30	コンサルタント	標準契約	全般		標準契約作成作業は、売買契約で言えば値段を決めずに契約条件を交渉しているような状況である。契約書の一番の役割は、どちらの当事者がいくら負担するかを決定することにあるので、金額抜きで交渉するのは本来的に無理がある。PFIでいえば、予定価格が低くて民間事業者が全く余裕をみれない場合と、そうではない場合で合意できる契約書の内容は異なる。標準契約書の場合、金額が入られない以上、意見が一致しない部分が生じるのはやむを得ない。したがって、意見が一致しない場合には、無理に一つに集約しようとせず、むしろ併記する形が望ましい。
31	コンサルタント	標準契約	全般		注に条項の解釈が記載されている場合があるが、条項で明記すべきである。特に、標準契約が国作成の文書である以上、「国は注とは別の解釈を主張できないが、民間事業者は何ら拘束されない」といった国に一方的に不利な判断が裁判所によってなされる可能性に留意すべきである。
32	コンサルタント	標準契約	全般		「どのような場合にどのような形で問題になるのか」が明確に意識されないまま進んでいるため、妥協点が見いだせていないように思われる。例えば、重要条項については、以下を含む表で整理したらどうか。 ・各条項が適用される具体的状況(リスクの具体的内容) ・リスク顕在化時の金額的な影響(最大どの程度か) ・軽減策、リスク分担方法
33	その他	標準契約	前文		既存の事業契約にも見受けられるが、多くの条項において、官民の協議が必要な事態について協議が整わない場合、管理者が事業者に対応措置を一方向的に通知する内容が規定されており、管理者等に優位な内容となっている。紛争解決のための調停人による調停(第68条第5項)との整合も含め、改定を要望する。
34	その他	標準契約	想定		BTOを対象としているとしながら、各条でBOTの場合の条文例が示されている。 BTOとBOTでは本案で規定されている条文(内容)以外に、多くの契約規定、リスク分担が異なるため、BTO事業の条項を若干修正してBTO事業の契約条項を作成してもよいような誤解を与える。
35	その他	標準契約	想定		資金調達、プロジェクトファイナンスに関連する条項としては、第8条、第52条くらいしかなく、内容も極めて不十分。プロジェクトファイナンスと従来の公共調達、コーポレートファイナンスの相違を念頭においた規定、説明が必要。
36	民間	標準契約	1	1	第1号と第2号の内容に齟齬があった場合の優先適用順位を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。
37	その他	標準契約	1	1	実務上、実施方針添付のリスク分担表が後々問題になる場合が多く、実施方針、実施方針に対する質問回答書も付け加えるべき(特にリスク分担関係)。
38	その他	標準契約	1	2	第一条第2項に規定する「第四条の業務」の内容が不明確であるため、明確化すべきである。
39	その他	標準契約	1	9	第一条第9項は、「この契約に係る訴訟については、[]をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。」と修正すべきである。この内容は本来総則ではなく、末尾に雑則として規定すべきである。
40	コンサルタント	標準契約	1	9	第一条第9項において、訴訟に関する専属的合意管轄裁判所が規定されているが、第68条に規定する調停手続との関係については如何に理解すべきか。すなわち、第一次的には調停手続の利用を行うべきであって、調停手続が不調に終わった場合に初めて訴訟手続の利用が可能となるのか、調停手続と訴訟手続は別個のものであり、各手続の利用が可能であるのか。第68条に関する注2によれば、PFI標準契約1(案)においては調停手続の利用が義務づけられていることを前提としているように見受けられるため、前記の解釈となるように思われるが、かかる理解は適切か。
41	その他	標準契約	1		定義がなければ誤解を受けやすい表現や理解できない用語もあるため、契約全体を通じての用語の定義を第一条に明記すべきである。 特に「関係図書」については、入札説明書または事業者提案書の中の曖昧な表現や口頭でなされた変更が原因となって係争が生じることを回避するため、「入札説明書等及び事業者提案書等に、契約時点までに加えられたすべての変更点を反映させた文書」と定義すべきである。現状の慣行では入札説明書や質問回答書の中には、そもそも回答が曖昧で何を言わんとしているのか不明な項目も多く、一部真摯な回答を除きそもそもこれらすべてを契約の対象とするという考え自体が誤解や矛盾を招く要因にもなっている。すべて必要な項目は契約締結の時点で整理し、矛盾ない関係図書を作成すべきである。

平成21年度公開意見募集

42	その他	標準契約	1		第一条としてまず定義を入れる必要性がある。
43	その他	標準契約	1		第一条第3項乃至第9項は、「雑則」として、標準契約の末尾に規定すべきである。
44	コンサルタント	標準契約	1		サービス購入という表現が不明確です。 (総則)第1条2に「…この契約に定めるところによりサービス対価を支払うものとする。」という記載がある一方で、(事業の概要)第四条には、「この事業は、施設(以下「PF施設」という。)の設計業務、建設業務及び維持管理・運営業務並びにこれらの業務の実施のための資金調達により構成されるものとする。」と記載されています。設計と建設業務はあわせて「建物及び施設購入費」としてB/S上で固定資産として仕分けされるはずであり、維持管理運営業務および、これらの業務の実施のための資金調達コストは、行政コスト計算書上で「委託料」および「支払利息」として仕分けられるはずで、 「サービスとは、一方が他方に対して提供する行為やパフォーマンスで、本質的に無形で何の所有権もたらさないものをいいます。サービスの生産には有形財がかかわる場合もあれば、かわからない場合もある(コトラー)と定義されていることから、「無形で所有権をもたらさないもの」という定義は、「固定資産として所有する」とこと矛盾します。 また、BOTとBTOについて併記している部分についてもなくすべきです。 修正案 (総則)第1条 2 選定事業者は、第四条の業務を第二条の事業日程に従って行うものとし、管理者等は、この契約に定めるところにより建物及び施設購入費(設計を分けるのであれば設計費及び建物及び施設購入費)、委託費、支払利息を支払うものとする。
45	民間	標準契約	2		事業日程を契約書に記載するのは、スケジュール感が明確になり分かりやすく適切と考えます。しかし、引渡し日に影響が出ない事業日程の変更は柔軟に認めていただけよう希望します。
46	公共	標準契約	2		事業日程に設計着手日と工事着手日の規定があるが、これらは事業者が主体的に決定すべきものであり、契約書に記載すべき内容ではないため、削除すべき。
47	その他	標準契約	2		BOTの場合の注意書きが中途半端であり、わかりづらい。
48	公共	標準契約	3	2	事業費内訳書及び詳細事業日程表は、管理者等及び選定事業者を拘束する者はないとされているが、そもそも拘束されないものを提出する必要性がわからない。これらを提出させる目的を記載すべき。
49	民間	標準契約	3		(注)として記載されている内容は重要な内容なので、本文として記載していただきたい。
50	公共	標準契約	4		その他の業務は「資金調達」に限定されているが、資金調達に限らず、SPCの運営や各種調査業務が想定されることから、「その他関連する一切の業務」と修正されたい。
51	公共	標準契約	5		入札説明書と事業者提案の優先順位で入札説明書の適用が上となっているが、入札説明書(特に別紙として添付される要求水準書)に示された内容を事業者提案書が上回っている場合は、要求水準書が適用されると記載すべき。
52	その他	標準契約	5		規定の優先関係を決めるのではなく、契約時点で、過去の書類の記載内容を整理し、矛盾や漏れが無いよう当事者の意思を反映した付帯文書を取り決めるべきではないか。
53	金融機関	標準契約	6	1	契約保証金の額または保証金額は、契約保証の手段がどうあれ本来同一の額とすべきではないでしょうか。対応する違約金の額(五十六条)も「施設整備に係るサービス対価で一本になっています。
54	民間	標準契約	6	1	同項に規定されている履行保証保険については、建設事業者が工事着工までに付保すればよいと規定していただきたい。
55	その他	標準契約	6	1	第六条第1項ただし書は、「ただし、第四号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券又はその写しを管理者等に提出しなければならない。」とすべきである。
56	公共	標準契約	6	2	「契約保証金」について、サービス対価総額に対する率で規定しているが過剰ではないか。設計、建設及び工事監理に要する費用に対する率でよいのではないか。
57	その他	標準契約	6	2	サービス対価総額を保証対象とするのであれば施設整備に係る利息相当額も保証対象となるが、建設企業による履行保証は、通常は施設整備に係る利息相当額を除く施設整備費が保証対象となるので、実務上の整理が必要。 保証事業会社による保証を認めるのであれば、「保険金額」ではなく、「保証金額又は保証金額」とすべきではないか。 設計企業あるいは工事監理企業のみによる事業契約解除の蓋然性は低いと思われるが、建設企業による履行保証保険を追加する趣旨が、施設の竣工引渡しまでを保証するというのであれば、建設企業だけでなく、「設計企業及び建設企業並びに工事監理企業の全部又は一部」とした方が良いのではないか。 履行保証の保証期間が記載されていないが、建設企業による履行保証保険のみの場合、付保期間は着工日から引渡し日まで、設計企業及び工事監理企業も含める場合、設計委託契約日から引渡し日までとなる。
58	金融機関	標準契約	6	2	内閣府の作成した標準契約(案)第6条第二項では、施設整備に係るサービス対価の10分の 以上の履行保証保険契約を締結すれば、それだけで契約保証金の全部を納めさせないことができると捉えているように見受けられます。確かに、予算決算及び会計令第100条の3では、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができると定められています。しかしながら、一般の公共工事を例に挙げると、1000万円の契約保証を求められている場合で、300万円の履行保証保険契約を締結したとしても、契約保証金が全額免除となることはありません。もし免除されるとしても、それは履行保証保険契約を締結した300万円の契約保証金のみで(一部免除)、残りの700万円については契約保証金を納付する等の措置が必要があることは明らかです。予算決算及び会計令第100条の3で定められている履行保証保険契約の締結による免除については、この例示のように考えるのが妥当と思われる。 このことをPF事業契約に当てはめてみると、施設整備に係るサービス対価の10分の 以上の履行保証保険契約を締結した場合には、締結した履行保証保険契約の保険金額分の契約保証金のみが免除され、サービス対価総額との差額分の契約保証金は免除されないということになるのではないだろうか。 結局、履行保証保険契約を締結した場合も、標準契約(案)の他号で定められている手段と同様、予算決算及び会計令第100条の3第3号の要件に該当する場合のみ、保険の額を施設整備に係るサービス対価の10分の 以上として、残りは免除とすることができるのであり、標準契約(案)第6条第二項のように、はじめから他の履行保証手段と付保割合に差をつける必要はないものと考えます。 標準契約(案)で、複数の履行保証手段を列挙されているにも係らず、それぞれの付保割合が異なる現案のままでは、注意書きで補足されているとはいえ実質的に選択肢が狭められる恐れもあります。つきましては、第6条第二項を修正し、全ての手段について付保割合を同等にさせていただきようご検討願います。

平成21年度公開意見募集

59	金融機関	標準契約	6	5	質権の設定が必要な場合は、選定事業者を被保険者として建設工事企業等が履行保証保険を付保した場合(注書きの事例)であって、選定事業者が、公共を被保険者として履行保証保険を付保した場合には質権設定は不要かと思しますので、この点明確に記載されたほうがよろしいと思います。
60	民間	標準契約	6	5	選定事業者が履行保証保険を付保する場合、管理者等自身が被保険者となって保険金請求権を有するため、保険金請求権への質権設定は不要かと存じます。
61	その他	標準契約	6		常に契約保証金が必要なわけではない。債務の履行が確実に見込まれ、その他の手段で履行が確保できる場合には、制度上の要請を免除できるとすべきである。 また、履行保証保険については、工事着工までに付保すればよいこととすべきである。SPCが保険契約者となる場合は連帯保証が必要となり、誰が連帯保証するかが問題となるが、建設会社が保険契約者となるためには工事請負契約の締結が必要であり、PFI事業契約締結時点で工事請負契約を締結することが難しいからである。
62	その他	標準契約	6		契約保証金の免除の可能性についての現実の実務を踏まえた規定とするべきである。
63	その他	標準契約	6		第六条第1項第4号の履行保証保険契約は選定事業者と保険会社との間で、第六条の二第1項の履行保証保険契約は選定事業者から請け負う建設企業と保険会社との間で締結されるように思われる。第六条第5項に記載の保険金請求権は保険契約者である選定事業者が取得することを前提としているのであろうが、第六条の二第5項に記載の保険金請求権も被保険者としての選定事業者が取得することを前提としているとの理解でよいか。
64	民間	標準契約	6		最近のPFI事業における当事者間での種々の契約において、履行保証の選択肢として保証事業会社の契約保証を認める傾向にあります。これは各地方自治体が地方自治法に履行保証の手段として規程されている保証事業会社の契約保証を、各地方自治体の独自の判断の結果、建設期間中のみならず運営期間中における履行保証について認めている案件が増えてきたことによるものと考えます。保証事業会社の契約保証は、機能的に他機関のそれと何ら変わりはなく、実務的にも問題が発生した事例はないと仄聞しております。については、様々な種類の履行保証を認めて民間事業者の選択肢を増やすことはPFI事業の最大のメリットであるVFMに繋がるものであり、保証事業会社の契約保証は各発注者の判断において履行保証の選択肢の一つとして認めるべき手段であると考えておりますが、今般内閣府作成の「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)(案)」の第六条において「サービス対価総額の10分の以上」という記載があることから、内閣府としても、運営重視型の事業に関しては保証事業会社の保証が運営部分を含めた事業契約全体に対して付されることを想定されていると捉えてよろしいでしょうか。
65	その他	標準契約	7		選定事業者が、完工後、一定の持分比率を保持したまま、金融機関や既存株主への譲渡など一定率の株式処分権を保持することは、合理的な権利義務の処分として認められるべきである。したがって、一律に「管理者等の承諾」を要件とするのではなく、管理者は選定事業者の申出を合理的な理由なくして拒否することができない旨の規定を入れる。一定の範囲内で選定事業者の裁量に委ねること、管理者等の承諾が必要なることを明確に分けて定義する等、選定事業者に一定の選択の余地を残すべきである。また、第3項の「持株会社への組織変更又は…」の部分は、想定外の行為の発生も考えられることから、「持株会社への組織変更又は…株式移転等を行うこと」とすべきである。
66	その他	標準契約	7		これまでも民間から強い要望が出ているが、SPC株式の譲渡については、「管理者等の事前の承諾を得ることを前提として認める」等に改めるべき。 現実、殆どの案件で株式譲渡は認められていない。管理者の承諾を得る。但し、管理者は選定事業者からの申し入れがある時は非合理に拒否することはできない。一定の範囲で選定事業者の裁量に委ねることに配慮する、等の文面の検討を要望する。
67	その他	標準契約	7		一律に「管理者等の承諾」と規定すべきではなく、管理者は選定事業者の申し出を非合理的に拒否することが無い旨の記述を入れたり、一定の範囲内で、選定事業者の裁量に委ねることと管理者の承諾が必要なることを明確に分けて定義したりするなどして、選定事業者に一定の選択の余地を残すことが、市場においてPFIをより発展させる考えに繋がるのではないかと。
68	その他	標準契約	8	1	第1項に「ただし、管理者等の協力が必要な場合、管理者等は可能な限りその協力を行うものとする」など追加し、資金調達に関して管理者等による協力義務も定めるべきである。
69	金融機関	標準契約	8	2	融資契約写しの提出を求めることができる規定がされておりますが、融資契約については守秘性の強い契約であり、提出の有無、開示の範囲については直接協定内で協議する内容であると思料するため、再考頂きたいと思料致します。また、融資契約書の提出がやむを得ない場合においても、当該融資契約書が情報開示制度の対象外とされるような守秘性確保のための手段を講じて頂きたいと存じます。
70	その他	標準契約	8	注	(注1)について、何をどのように考慮するのかを明確かつ適切に解説してほしい。補助金、地方債、税制等をどのように考慮するかによって、契約対価やこれに伴う権利義務関係の条項がどのような影響を受けるのか説明してほしい。
71	その他	標準契約	8		補助金、地方債、税制等についてより明確な記述が必要である。補助金の場合、いつ確定し、交付されるか、単年度か複数年度か、完工時一括補助金とするか次第では、契約対価を調整せざるを得ないこと、対価支払いに伴う権利義務関係の条項が大きく変化する旨の注意を喚起すること、地方債の場合は、当初から地方債による資金調達部分を前提とするのか、あるいは完工後、地方債によるリファイナンスを前提とするのか、如何なるスキームを前提に何を考えるか次第では、支払い対価の考えを大きく修正せざるを得ず、対価そのものも大きく変わることに、注書きに明記し、注意を喚起する必要がある。
72	その他	標準契約	9	2,3	第2項及び第3項は同じ考えを管理者の立場、選定事業者の立場から規定したものであるならば、公平性を担保するためには同じ表現であるべきではないか。
73	その他	標準契約	9		許認可等の手続に関する協力について、第2項は管理者の立場、第3項は選定事業者の立場から規定している。両者の公平性を担保するために、第2項で「管理者等は…必要に応じて協力する」と規定するのであれば、第3項も「選定事業者は…必要に応じて協力する」とすべきである。
74	その他	標準契約	10	1	第1項において管理者等が平成 年 月 日までに行わなければならないのは、事業用地等の確保だけでなく、引渡しでもあることが明確にわかるように書き方をかえてほしい。
75	その他	標準契約	10	1	事業用地が期限までに引渡されないことが、管理者等の債務不履行事由に当然あたり、選定事業者に解除権が発生することを、ここに明確に定義するべきである。
76	その他	標準契約	10	1	第十条第1項に規定する事業用地等の引渡は、管理者等が完全な事業用地等の所有権を取得し、PFI事業遂行に支障となる事由(用地制限等)が除去されたという前提で行われることを明記すべきである。

平成21年度公開意見募集

77	コンサルタント	標準契約	10	1	第10条第1項として事業用地等の引渡しに関する規定が設けられているが、管理者等は、選定事業者に事業用地等を引き渡す義務だけでなく、選定事業者が事業用地等を継続して使用させる義務を負っていると考えられ、かかる義務を明らかにすべく、次の文案をご検討いただきたい。さらに、選定事業者の事業用地等の使用権原を明らかにするため、かかる引渡しの法的根拠(行政による許可、使用貸借、賃貸借等)を明示することも検討いただきたい。 「管理者等は、事業用地その他入札説明書等において定められた事業の実施に必要な用地(以下「事業用地等」という。)を平成 年 月 日までに確保し、選定事業者に引き渡すとともに、平成 年 月 日まで選定事業者が事業用地等を使用するために必要な措置を講じなければならない」
78	その他	標準契約	10		事業用地が期限まで引き渡されない場合、当然管理者等による債務不履行事由を構成すること、ないしは単純な債務不履行事由とせず、管理者等による修復の義務を規定すべきである。
79	その他	標準契約	10		事業用地等に対する選定事業者及び構成企業の使用権限に関する規定を設けるべきである。
80	その他	標準契約	10	注	「第1項、第2項に加えて、引渡時の事業用地の状態について規定する」とあるが、ここでは引渡し時における事業用地境界までのユーティリティ(電気、ガス、水道等)条件について規定することが考えられる旨、具体的な条項例を示して明示すべきである。
81	その他	標準契約	11		実務上は、予め管理者が測量、地質調査その他の調査を実施し、後にその内容を選定事業者が検証する、あるいは別途再確認するなど、多様な権利義務関係が存在している。選定事業者に全面的に調査義務を負わせるのは一つの選択肢にすぎず、ほかにも多様な選択肢が実践されているという事実を注記するか、代案等も規定すべきである。 また、第1項の「測量、地質調査その他調査」の範囲が不明確であり、明確化が必要である。
82	その他	標準契約	11		土地の調査を全て民間に委ねるという考えは、一つの選択肢に過ぎないため、他にも多様な選択肢が実践されているという事実を留意した規定としてほしい。
83	その他	標準契約	11		土地の調査を行う時期を明記すべきである。
84	その他	標準契約	11		選定事業者の土地の調査権限を明記すべきである。
85	民間	標準契約	12	1	第十二条第一項第三号及び第十二条第二項において、土壌汚染や、ボーリング調査で官側が示した資料と異なる調査結果が出た場合の措置に関して規定されている点は合理的で適切と存じます。
86	公共	標準契約	12	1	条件変更について、事業用地の条件に形状、地質、湧水等の条件の変更があった場合に発注者負担とされているが、これらは一般に事業着手当初は、詳細な事前調査はされておらず、何らかの差異があることは一般的であり、これらを事業者負担とすれば、事業者提案により、変更が明らかになった場合の対処費用を最小限に抑えることが可能である。(例えば杭や地盤改良の工法でも、あらかじめ増加が予測される場合は、工法の選択でも追従しやすい工法を選択することが想定される)。このため、事業者負担とすべきである。
87	その他	標準契約	12	1	第1項第一号、二号と三号、四号は本質が異なる。一号、二号については、本来契約書を作成する時点で矛盾を精査し、修正して、統合すべきものである。三号、四号は適切な規定と考える。
88	コンサルタント	標準契約	12	1	第12条第1項においては選定事業者の通知義務についてのみ規定されているが、官民のコミュニケーションの確保及び対等な立場での事業の実施とのPFIの理念に照らせば、同項各号に規定する情報を官民相互に共有し合う仕組みが重要であるため、管理者等においても同様の通知義務を負担すべきではないか。特に、第1号(入札説明書、業務要求水準書及びこれらに対する質問回答書における不一致)及び第2号(業務要求水準書の誤謬)については、その必要性が高いように思われるため、ご検討いただきたい。
89	民間	標準契約	12	2	「必要があると認めるときは、を「必要があると認められるときは」に改めてください。
90	公共	標準契約	12	2	「必要があると認めるとき」との条文があるが、あいまいな条件で、トラブルの元になるので、基準を明確に示すなどして、表現を改めるべきである。
91	その他	標準契約	12	2	第2項においては「必要があると認めるときは、管理者等は」とされているが、このような主観による基準には問題がある。
92	コンサルタント	標準契約	12	2	第12条第2項について、第13条及び第14条との相互の関係につきご教示いただきたい。すなわち、第13条及び第14条において、管理者等又は選定事業者によって業務要求水準書の変更に関する申入れがなされた場合の規定が設けられており、第12条第2項を独自に規定する意義につきご教示いただきたい。
93	その他	標準契約	12		第1項第一、二号と第三、四号とは、本質的に異なる。 第一、二号については第一条でコメントしたとおり、本来は契約書を締結する時点で入札説明書等および事業者提案書等の矛盾を精査し、修正して、統合すべきである。それにもかかわらず、矛盾や誤謬が残ってしまった場合の措置と位置付けるべきである。 一方、第三、四号はこれらとは全く関係のない条件変更事由である。この場合、事前には予測または想定できない事業用地の瑕疵が判明したことによる追加費用については、間接損害費用(金融費用、SPC運営費用等)も含めて、管理者等が負担する旨、明確に規定すべきである。 第2項において、前項各号に「掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、管理者等は、業務要求水準書の変更案の内容を選定事業者へ通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求しなければならない」とあるが、管理者等が「必要がある」と認めないときは協議が請求されない可能性がある。管理者等により一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。第1項に掲げる事実が確認された場合は、管理者等を選定事業者との協議を義務付けるべきである。
94	その他	標準契約	12		土地の瑕疵のように、選定事業者側に追加費用が発生する場合の対応が、第13条(業務要求水準の変更)における追加費用として扱われるか判然としなない。管理者等に帰責があることが明らかな場合の追加費用については、管理者負担とする他、管理者が負担すべき責任を明記すべきである。
95	その他	標準契約	12		新しい項を設ける等して、「第十二条第1項第3号若しくは第4号に規定する事実があることによる損害については、第二十九条に従って処理するものとする。」ことを明示してもらいたい。
96	その他	標準契約	13	3	「協議が整わない場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、選定事業者へ通知する」とは一方的な表現であり、公平・公正性に欠ける。また、同項の、「選定事業者へ追加費用又は損害が発生したときは、管理者等は必要な費用を負担しなければならない」旨の規定は、この一方的、恣意的な判断を是正するバランスとはならない。本来規定すべきは、サービスを継続的に提供する義務を選定事業者に課しつつ、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更、及び関連する損害・費用分担につき当事者による誠意ある協議を経た上で、合意できるレベルまで合意し、係争の対象範囲をできるだけ縮減した上で、問題の性質に応じ、お互いが合理的に主張する部分につき、専門家裁定、仲裁、調停等の手段により、決定することであろう。特に費用負担の問題は、事実認識の問題であり、争点はその多寡以外ではなく、費用がかかることは自明である以上、合意可能などところまで合意し、係争対象範囲を絞って係争手続に入ることが適切である。協議が整わない場合の手順は、より慎重・明確に規定すべきである。

平成21年度公開意見募集

97	コンサル タント	標準 契約	13	3	第13条第3項において、「必要があると認めるとき」には、業務要求水準書等の変更がなされる旨規定されているが、「必要があると認めるとき」とは、管理者等の自由な裁量によって判断されるものではなく、業務要求水準書等の変更が真に必要な場合に限定されとの趣旨の下に運用されることが想定されているもの、運用上の柔軟性を持たせるためにこのような文言としているとの理解で良いか、仮にかかる理解が適切であるとすれば、「必要があると認めるとき」という文言は適切なのか。
98	コンサル タント	標準 契約	13	3	第13条第3項において、「防止する努力を怠った」とあるが、いかなる場合に防止する努力を怠ったとされるが明らかでないと、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更の要否について、選定事業者が真摯かつ対等な立場で管理者等と協議ができないと考えられる。かかる見地から、単に協議が整わないことのみをもって、「防止する努力を怠った」場合に該当しないことを確認又は明確にしていいただきたい。
99	その他	標準 契約	13	4	第十三条に関連する条文(第十六条第5項、6項、8項、9項、第三十四条第5項、6項)の規定は、第十三条において規定されるべきである。
100	その他	標準 契約	13		要求水準書の変更については、前条に定める通知を受けた後、まずは当該通知の内容を踏まえて、協議に応じるかどうかを検討する必要がある。したがって、管理者等から通知を受け、第2項は「日以内に業務要求水準書の変更に対する意見」等について管理者等と協議をするのではなく、「当該通知の内容に係る協議に応ずるか否かについて、日以内に選定事業者から管理者等に通知する」とすべきである。 第3項で「協議が整わない場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、選定事業者に通知することができる」とすることは、管理者等による一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。管理者側の費用・リスク負担により、行うべきであり、協議が整わない場合は、管理者側の要請により、第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の手続を規定すべきである。これに関連し、(注4)において、「第三者の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、暫定的な対応」とされているが、ADR(裁判外紛争解決手続)をはじめとする第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の紛争解決手段を用いるべきである。 また、官側の担当者が交替した際、前任担当者と合意した内容を新任担当者が覆す(要求水準未達と判断される)場合もあるため、官民が業務要求水準の変更または追加について合意した場合は、その都度、業務要求水準書等を変更・追加するか、変更の合意文書を残すことを規定すべきである。 なお、入札説明書等として公表された事業用地のボーリングデータのポイント不足に起因して、落札後に設計変更に伴う工事費増加が発生した場合は本条に該当することが明確になるような規定とすべきである。あるいは注書きとして明確にすべきである。
101	民間	標準 契約	13		(注4)の内容は契約書本文に盛り込んでいただきたい。
102	民間	標準 契約	13		第五十九条第一項に「協議が整わないときは、管理者等は、契約を解除することができる」との規定がありますが、第十三条(注4)における「紛争解決の手続き(第六十八条第五項:調停人の調停)に移行する」との規定と整合性がとりにくいと考えられます。そこで第十三条(注4)を明文化し、第五十九条第一項(及び第二項)は削除して、協議が整わない場合には調停人の調停に委ねることによって一本化するのが最も整合性が取れたかちとしていただけませんか。
103	民間	標準 契約	14	3	選定事業者の責に帰すべき事由によらずして業務要求水準が変更され、選定事業者に増加費用又は損害が発生したときは管理者等が必要な負担を行う旨の規定を追加してください。
104	その他	標準 契約	14	3	「協議が整わない場合には、管理者等は、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、選定事業者に通知する」とあるが、事業の遂行において公共と民間が対等な立場であるべきPFI事業において、バランスを欠き妥当でない。
105	その他	標準 契約	14	4	第十四条に関連する条文(第十六条第5項、6項、8項、9項、第三十四条第5項、6項)の規定は、第十四条において規定されるべきである。
106	その他	標準 契約	14		第3項で、「通知の日から日を経過しても前項の協議が整わない場合には、管理者等は、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、選定事業者に通知する」とあるが、管理者等により一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。これに関連し、第十三条の(注4)において、「第三者の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、暫定的な対応」とされているが、ADR(裁判外紛争解決手続)をはじめとする第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の紛争解決手段を用いるべきである。 前条第4項及び本条第4項を「業務要求水準書の変更が行われた場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は第三十四条第一項の維持管理・運営業務の体制書若しくは計画書を管理者等の費用負担により変更する旨を選定事業者に通知することができる」とすべきである(第三十四条第6項をみなければわからないのは契約の構成として不適切である)。
107	コンサル タント	標準 契約	14		業務要求水準書の誤謬等の場合に、選定事業者からの申し入れにより、第14条第3項に基づき、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価が変更されることもあると思われるが、この場合にも、第13条第3項の場合同様、管理者等が必要な費用を負担するべきである。したがって、第13条第3項第2文及び同項ただし書きと同様の規定を、第14条第3項にも規定すべきである。
108	コンサル タント	標準 契約	15	2	第15条第2項において、選定事業者による調査の対象として、「騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他のPFI施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響」と記載されているが、管理者等の計画そのものに起因する影響(例えば、業務要求水準書の記載のとおり工事を行う場合に近隣住民の生活影響に生じる影響)を含むという趣旨が、仮に、管理者等の計画そのものに起因する影響を含むとした場合には、かかる規定がリスク分担として適切かご検討いただきたい。
109	民間	標準 契約	15	3	近隣住民に対する説明に対する管理者の責任が明記されたことは合理的で適切と存じます。
110	コンサル タント	標準 契約	15	3	第15条第3項において、一定の説明が管理者等の責任である旨規定されているが、費用負担においても管理者等の負担となる旨明示していただきたい。
111	コンサル タント	標準 契約	15	5	第15条第5項において、管理者等が選定事業者に協力する場合として、「必要があると認めるとき」と規定されているが、客観的必要性が認められる場合には管理者等による協力がなされる旨明示していただきたい。
112	その他	標準 契約	15		第1項において、選定事業者は工事のみに関して説明責任をもち、それ以外のPFI事業全体の説明責任は管理者等にあることを明確に規定すべきである。近隣説明を実施する費用及び合理的範囲での近隣対策費用は選定事業者負担とするが、社会通念を逸脱した対応に関する費用及びそれに伴う設計変更・工期変更リスクは管理者側の負担とすべきである。これに沿って、契約書中により正確に記載する必要がある。 また、公共施設であるPFI事業の場合、近隣住民は管理者等を発注者と認識しており、管理者等不在による説明は説得力に欠け、混乱を招く可能性があるため、近隣住民に対する説明には管理者等が立ち会う旨を規定すべきである。 さらに、特に迷惑施設と一般的に呼称される公共施設は、施設の整備後も、住民の反対運動が継続して存在することがあり得ることから、この場合も管理者等が説明責任を担うこと、選定事業者はこれに協力することを規定すべきである。
113	公共	標準 契約	15		近隣住民に対する説明について、選定事業者が行うものは、PFI施設に掘る工事のみとされているが、一般に近隣への説明内容は設計内容に関するものが中心であり、また、設計の実施は選定事業者に委ねていることから、設計の内容も含め、選定事業者が近隣説明を行うことが適当である。
114	その他	標準 契約	15		選定事業者が第一義的に説明を行い、管理者等はこれに協力するというニュアンスに読み取れるが、管理者がむしろ第一義的に住民説明を行い、選定事業者はこれと連携しつつ、工事面では前面に立って住民説明を行うとするのが望ましい。また、本条は下記(b)(c)の理由からも適切でない。

平成21年度公開意見募集

115	その他	標準契約	設計・建設		PFI 施設の設計から引渡しまでの各条項について、実務と比較しても少し充実させた方がよいのではないかと。
116	その他	標準契約	16	4	第十六条第4項の「前項の場合」は、「前項の審査」とすべきである。
117	その他	標準契約	16	4	第4項は、まず「適合しない事由及び理由」又は「適合するかどうかを確認することができない相当な理由」について書面で明示し、その後「是正内容及び是正期間」につき費用負担(第6項)を含めて合理的な解決策を見出すべく協議手順を踏むべきである。合意にいたらない場合で、両当事者に相当に合理的主張があるとするならば、専門家裁定、ないしは仲裁、調停手順を取ることが法理としては適切である。
118	民間	標準契約	16	6	「設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用」には設計図書の変更に伴い発生する工事費、維持管理・運営費及びその他金融費用等(スワップブレイクコストやブレイクファンディングコストを含む。)の増額も含まれることを明記願います。
119	公共	標準契約	16	8	国の官庁管轄事業では、基本設計については発注者が適合通知を发出しているが、実施設計には发出しておらず、受領に留めている。基本設計は、部屋の間取りなど、事業者では要求水準書との整合を明確に判断できないものがあるので、審査しているが、実施設計については、要求水準との適否は基本的には事業者で判断できると思われるので適合通知の发出の必要性がないものと思われる。また、設計の責任は事業者は免れないと書かれていても、実施設計を「認める」行為を行えば、何らかの義務は生じてしまうのではないかと。
120	その他	標準契約	16	注	「調整」(設計プロセスにおける確認、調整)と事業契約(金額)、要求水準の変更を伴う設計変更の相違について明確にする必要がある。
121	その他	標準契約	16		設計変更に伴う費用は、明らかに設計内容が業務要求水準に適合しないことが理由である場合を除き、すべて管理者側の負担とすべきである。落札後に露見した要求水準書の解釈の相違に起因する設計変更の費用は、選定事業者側が当該変更を合理的と認めた場合以外は、管理者側が負担すべきである。したがって、第6項は、「設計変更に伴う費用は、本条第4項の通知を受けた場合(=関係図書に適合しない場合)は、選定事業者の負担とし、それ以外の場合は、すべて管理者の負担とする」とすべきである。
122	コンサルタント	標準契約	17	1	第17条第1項において、構成企業等に対して委託することが可能である旨を明示した規定が存しないため、かかる規定を設けるべきであり、次の文案をご検討いただきたい。 「選定事業者は、設計の全部又は一部を次に掲げる者(以下「構成企業等」という。)又はその承継人に委託し、又は請け負わせることができる。また、管理者等の承諾を受けた場合に限り、設計の全部又は一部を構成企業等又はその承継人以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」
123	コンサルタント	標準契約	17	1	第17条第1項において、設計には関与しない構成企業等も存在することが想定されるため、構成企業等の全てを列挙する必然性はなく、構成企業等の定義付けを行うためには別途定義規定を設けること等による対処も考えられるのではないかと。
124	コンサルタント	標準契約	17		条文中では「全部又は一部」とされており、注意書きで「入札時に資格確認をした場合は「全部又は」を削除」となっているが、特に設計、建設についてはPFIの主要業務のため入札時に資格確認を行うことが原則であるため、条文の「全部又は」は削除すべきである。
125	コンサルタント	標準契約	17	注	第17条注1において、構成企業又は協力企業の変更はPFI事業契約の変更として措置される旨規定されているが、そのような取扱い、金融機関によるステップ・インの場合を想定した場合には、金融機関としては常に管理者等側から事業契約変更の承諾を取得する必要が生じることとなり、ステップ・インの障害となり得るようになると思われる。従って、構成企業又は協力企業の変更は、PFI事業契約の変更とは扱うべきではなく、選定事業者からPFI事業の委託を受ける者の記載については、「構成企業等又はその承継人」等の記載をする方が望ましいものと思われるため、ご検討いただきたい。また、仮に、構成企業等の変更によって事後的なPFI事業契約の変更が必要とされるのであれば、第72条において、管理者等と金融機関との間で合意すべき事項として、かかるPFI事業契約の変更についても記載することを検討いただきたい。
126	コンサルタント	標準契約	17	注	第17条注2において、第一項中「全部又は」は削除すると記載されている趣旨としては、PFI標準契約1(案)の締結時において構成企業等となり得る者が一部確定していない場合を想定の上、構成企業等を事後的に追加する余地を持たせるためであるという理解は適切か。仮に、かかる理解が適切であれば、第17条の規定上、「全部又は一部」という文言は設計の全部又は一部を指す文言であるから、前記趣旨と齟齬があるように見受けられるため、条文上の文言の記載については適宜ご検討いただきたい。
127	その他	標準契約	18		管理要素を細分化し、これら情報の提出、管理をすることは不当ではないが、内容、手法次第では過度な関与になり、民の創意工夫・努力を減退させるとともに、官側のリスク負担が大きくなることを、留意事項として明記すべきである。
128	その他	標準契約	18		選定事業者に情報を提出させ、また選定事業者による情報管理を管理者等がコントロールすることは、内容・手法次第ではマイクロマネジメントとなり民の創意工夫・努力を削減するとともに、管理者等がこれらに過度に関与すれば、リスクが官に戻ってしまうことを正確に管理者等は理解すべきであるということ留意事項として明記すべきである。
129	コンサルタント	標準契約	18	注	注意書きで、(モニタリング担当職員)の設置(2名以上)、権限の分担等は、業務の煩雑化、肥大化の可能性があり、標準契約に記載することは注意書きであっても適切ではない。また、(業務責任者2名以上)も…ここで規定すべきではなく、PFI業務範囲(庁舎、宿舍等)を踏まえて要求水準書に規定することが適切であるため、注意書きから削除すべきである。
130	その他	標準契約	18	注	モニタリング担当職員を置いた場合、その権限の範囲内においてはモニタリング担当職員のみが管理者等を代理してサービス水準の測定及び評価、工事現場の立会いや検査などを行うことになるのか。すなわち、その権限の範囲内では管理者等は選定事業者と直接接することはないという理解でよいのか(モニタリング担当職員第 1 条第5項反対解釈)。
131	その他	標準契約	18	注	モニタリング担当職員を置かない場合にも、管理者等側を代理して選定事業者と接触する人物を契約上明確にする慣行が現実には行われており、かかる規定を入れることがのぞましい。 尚通常は、この規定は建設だけではなく、設計・建設・維持管理運営段階をも含めた、お互いの通知規定、責任者への委任の規定等とともに、雑則で規定するのが通例であり、建設規定にのみかかる条項を入れることは極めて奇異に感じられる(建設のみに関する規定でなかったとしても、建設規定の直後に入っている以上、建設のみに係っていると誤解を招きかねない)。PFI契約は工事契約ではない。全て整理の上、雑則に規定すべきである。
132	その他	標準契約	18	注	第 1 条の二第2項において、「業務責任者は、この契約の履行に関し、…を行うほか、サービス対価の変更、サービス対価の請求及び受領、第 1 条の三第一項の請求の受理、同条第二項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、…権限を行使することができる」とされているが、「に係る権限を除き」で除かれる権限は、「サービス対価の変更、契約の解除」に係る権限の全てとの理解でよいのか。つまり、この条項では業務責任者はサービス対価の変更、サービス対価の請求及び受領などはできないとの理解でよいのか。 この業務責任者は、いわゆる建設現場の現場代理人とは別であることが想定されているのか否か。すなわち、本条項は、いわゆる建設現場の現場代理人(設計・建設・維持管理運営を含む)事業全体を通じての責任及び権限を持たせる趣旨か、それとも当該現場代理人とは独立してSPC(選定事業者)が本条項の業務責任者を選定し、事業全体を通じての責任及び権限を持たせる趣旨であるのか。 本条項は、業務責任者に工事現場又はPFI 施設に事業期間が終了するまで現場常駐を求める趣旨か。 業務責任者が建設の段階のみならず設計・建設・維持管理運営の全ての段階についての責任及び権限を有するのであれば、そのことがわかるように、(PFI 施設の建設の規定の直後ではなくて)別個独立の条項で規定するべきではないか。 本条項のような規定は、建設だけではなく、設計・維持管理運営段階をも含めた、お互いの通知規定、責任者への委任の規定等とともに、可能な限り雑則で規定するのが通例ではないか。
133	コンサルタント	標準契約	19	1	第19条第1項につき、第17条第1項と同様、構成企業等に対して委託することが可能である旨を明示した規定が存しないため、かかる規定を設けることをご検討いただきたい。

平成21年度公開意見募集

134	その他	標準契約	19	2	第2項の「業務委託契約または業務請負契約書の写しは、「業務委託契約または業務請負契約書の写し及びこれらの変更契約書の写し」と記載するべきである。
135	その他	標準契約	19	2,4	第2項は「業務委託契約又は工事請負契約書の写し及びこれらの変更契約の写し」と定義すべきである。第4項は入札時の資格要件の確認の際に、一括下請負がないことを確認すればよく、本項は削除すべきである。
136	コンサルタント	標準契約	19		条文中では「全部又は一部」とされており、注意書きで「入札時に資格確認をした場合は「全部又は」を削除、となっているが、特に設計、建設についてはPFIの主要業務のため入札時に資格確認を行うことが原則であるため、条文中の「全部又は」は削除すべきである。
137	その他	標準契約	19	注	注がきにおいては、なぜ「全部又は」を削除することがあるのかについて、SPC(選定事業者)、SPCの出資親会社(構成企業)で建設事業者である企業との関係から解りやすく説明するべきである。
138	その他	標準契約	20		工事監理者の設置、届出の時期を明記すべきである。
139	その他	標準契約	21	3	第二十一条第3項の工事現場の立会、質問、説明については、「工事の遂行に支障の出ない程度」などの、一定の制限を課すべきである。
140	その他	標準契約	21	4	第4項で「管理者等は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、選定事業者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる」とし、第6項で当該費用は「選定事業者の負担」とすることは、管理者等による一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。関係図書との適合性に関し、疑義が生じた場合、まず協議により合理的な解決策を見出す努力をしたうえで、解決策が見いだせない場合は、第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の手続を規定すべきである。
141	その他	標準契約	21	4	第4項は、「管理者等は、工事の施工部分が、この契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、選定事業者に対して...その是正を請求することができる。ただし、当該請求に対して選定事業者が施工部分を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、施工部分を是正しないことが適切であると管理者等が認めたときは、この限りでない。」とし、第6項は当該改造に要する費用は「選定事業者の負担」とある。関係図書等との適合性に関連し疑義が生じた場合、お互いが合理的な主張を保持する場合で合理的な解決策が見いだせない場合の措置が規定されておらず、一方的な規定になっている(施工部分を是正しないことが適切か否かを結局は管理者等が判断し、管理者等が是正の必要性を認めれば、その改造費用は選定事業者が負担する)。この可能性が現実存在する以上、問題の措置の在り方を規定することが本来適切である。協議の上合意できない場合、ことが単純に費用の問題であるならば、工事を継続し、別途費用分担の在り方、合理性等につき専門家裁定や仲裁に委ねるのが公平な契約措置である。そして、仮に技術的相違点その他に関わる問題の場合には、管理者等の判断に基づき工事を継続し、争点を絞った上で上記と同様に問題解決を図ることが適切となる。事象次第では公的部門の負担は重くなる。
142	その他	標準契約	21	5	第5項において、「最小限度破壊して検査」した結果、工事の施工部分が契約、設計図書又は関係図書に適合していた場合は、その検査及び復旧に直接要する費用は管理者等の負担とするべきである。
143	その他	標準契約	21	6	第二十一条第6項において、「第4項における改造」との規定が存在するが、第4項には「改造」の記載がなく、内容が不明であるため、文言を修正すべきである。
144	コンサルタント	標準契約	22	1	第22条第1項において、「事業用地等の確保ができない等のため」についても天災等と並列的に記載されているが、事業用地等の確保ができないのは、管理者等の債務不履行であるから、天災等と同様に扱う必要性につきご検討いただきたい。
145	コンサルタント	標準契約	22	1	第22条第1項においては、工事の中止のみ規定されているが、設計の中止についても観念できるため(設計段階で発生した天災等のために、今後設計が完了しても工事に着手できないことが明白になる場合はあり得、当職らの経験上も、設計段階における中止が可能であることが明記されていた方が望ましいものと考えている。)、設計の中止についても適用のある総則的な規定とすることを検討いただきたい。
146	その他	標準契約	22	2	客観的に履行不能である場合は、選定事業者の通知の有無を問わず、客観的に履行不能となった時点で、選定事業者は履行義務を免れるとすべきではないか。
147	その他	標準契約	22	3	第二十二条第3項で管理者等が工事の中止を求めた場合、第4項の協議が成立するまでの期間、選定事業者が工事履行義務を負うのか否かを明確にすべきである。
148	その他	標準契約	22	3	かかる一時中止については、工事だけでなく事業(業務)の各段階において起こりうる事象として、別途規定を設けるべきである。
149	その他	標準契約	22	4	天災等に関し、事業の継続に関する協議が一定期間内に成立しない場合、一方的に管理者等が対応方法を通知し、選定事業者がこれに従うという規定になり、事業の遂行において公共と民間が対等な立場であるべきPFI事業において、バランスを欠き妥当でない。
150	その他	標準契約	22	4,5	第4項で、「日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め、選定事業者に通知する」のは、管理者等による一方的、恣意的な措置を可能とし、第5項で「必要があると認めるときは...費用若しくは選定事業者の損害を負担する」としていることを考慮しても、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。協議が整わない場合は、第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の手続を規定すべきである。これに関連し、第十三条の(注4)において、「第三者の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、暫定的な対応」とされているが、ADR(裁判外紛争解決手続)をはじめとする第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の紛争解決手段を用いるべきである。 第5項では「選定事業者の責に帰すべき事由でなく、工事が中止された場合の増加費用若しくは選定事業者の損害についての管理者等による負担」が規定されているが、他の条項(例、第十六条第3項、第三十二条、第三十三条第3項、第四十八条等)を含めて、選定事業者の責に帰することが出来ない事由により生じた増加費用若しくは選定事業者の損害に対する管理者等の補償範囲は、須らく直接損害費用だけでなく、金融費用等の間接損害費用を含むことを本標準契約において明示すべきである。
151	その他	標準契約	22	4,5	第4項と第5項は間接的にリンクする(第4項は事業の継続についての協議、第5項は事業の継続を前提としての引渡予定日の変更、サービス対価の変更、増加費用・事業者の損害の負担についての規定である)、そうであるならば第4項と第5項の関連性を解りやすい表現で示すことが好ましい。
152	民間	標準契約	22	5	「必要があると認めるときは」を「必要があると認められるときは」に改めてください。
153	その他	標準契約	22	5	「必要があると認めるときは、選定事業者と協議し...損害を負担する」とあるが、当事者との「合意により」という表現が無い。合意により処理することを目指すべきである。

平成21年度公開意見募集

154	コンサルタント	標準契約	22	5	第22条第5項に定める「必要があると認めるとき」という文言について、「協議し」にかかるのか、それとも「損害を負担する」にかかるのか判然としないため、次の文案をご検討いただきたい。 「管理者等は、第一項又は第三項の規定により工事の施工が一時中止された場合(工事の施工の中止が選定事業者の責に帰すべき事由による場合は除く。)において必要があると認めるときは、選定事業者と協議する。かかる場合、管理者は、引渡予定日若しくはサービス対価を変更し、又は選定事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは選定事業者の損害を負担するものとする。」
155	公共	標準契約	22		管理者等は「必要があると認めるとき」に要求水準を変更するとなっている記載となっているが、どのような場合が必要なのか不明であり、また、PFIで事業が中断が生じると、融資契約のブレイクファンディング等が生じる場合があり、影響が大きいため、このような規定は削除し、発注者は中止に伴う追加費用の負担は原則行わないとするか、中止期間や要求水準変更協議により定めると修正すべき。
156	その他	標準契約	23	1	「事業用地等」の定義を明らかにすべきである。
157	その他	標準契約	23	1	第1項における事業用地等の明け渡しに関する費用負担の規定が存在しない。
158	その他	標準契約	23	2	第二十三条第2条に基づき、管理者等が選定事業者に代わって一定の処分等を行う場合、当該処分を行う前に、管理者等は、事前に選定事業者に対して通知を行った上で、当該処分等を行うというような規定とすべきである。
159	その他	標準契約	23	3	第二十三条第3項に定める措置の期限、方法等については、選定事業者と管理者等との間の協議によって決めるべきである。
160	その他	標準契約	23		「事業用地等」の定義なしに、不用意に「不要になった場合」を規定しているため理解しづらい。建設用に使用する暫時的な土地を指すのであれば、その旨明記すべきである。
161	コンサルタント	標準契約	23		第23条の見出し及び第23条第1項の「不用」は、「不要」とする方が適切であると思われる。
162	その他	標準契約	24	3	第二十四条第3項に定める遅延の回避・軽減措置の範囲について、「合理的な範囲内において」遅延の回避・軽減措置を取れば足りることを明記すべきである。
163	公共	標準契約	24		事業日程に設計着手日と工事着手日の規定があるが、これらは事業者が主体的に決定すべきものであり、契約書に記載すべき内容ではないため、削除すべき。
164	その他	標準契約	24		「設計着手予定日又は工事着手予定日に係る協議は第二十六条の規定に従う」と規定してもらいたい。
165	コンサルタント	標準契約	24		第24条第1項においては、第22条第1項が除外されているが、第22条第1項の場合は第22条第5項が適用されるという理解で良いか。
166	コンサルタント	標準契約	24		第25条第2項の「設計着手予定日又は工事着手予定日 日前までに」という文言について、予定日の直前に設計又は工事に着手できなくなったときの対応につき疑義が生じるため、次の文案をご検討いただきたい。 「選定事業者は、選定事業者の責に帰すべき事由により設計着手予定日又は工事着手予定日に設計又は工事に着手することができないと認めるときは、直ちに、その理由及び選定事業者の対応の計画を書面により管理者等に通知しなければならない。」
167	コンサルタント	標準契約	25	2	第25条第2項の「引渡予定日 日前までに」という文言について、引渡予定日の直前になって引渡しができなくなったときの対応につき疑義が生じるため、次の文案をご検討いただきたい。 「選定事業者は、選定事業者の責に帰すべき事由により引渡予定日にPFI施設を管理者等に引渡すことができないと認めるときは、直ちに、その理由及び選定事業者の対応の計画を書面により管理者等に通知しなければならない。」
168	その他	標準契約	25	3	第二十五条第3項に定める遅延の回避・軽減措置の範囲について、「合理的な範囲内において」遅延の回避・軽減措置を取れば足りることを明記すべきである。
169	その他	標準契約	25	4	第二十五条第4項に定める「特別の理由」は、「客観的に合理性の認められる特別の理由」という形で、限定すべきである。
170	コンサルタント	標準契約	25	4	第25条第4項において、管理者等が引渡し予定日の変更を選定事業者に請求することができる旨規定されている。請求した場合にいかなる法的効果が発生するかという問題とも関連するが、引渡予定日が当然に変更されるという法的効果が発生するのであれば、管理者等が一方的に引渡予定日を早めることも可能となると考えられる。かように管理者等が一方的に引渡予定日を早めることはできないことは、選定事業者にとってやや酷な結果となり得るため、(i)請求した場合にいかなる法的効果が発生するかを明示するほか、(ii)(引渡予定日が当然に変更されるという法的効果が発生するのであれば)引渡予定日を早める変更を不可とすること、又はかかる変更には、選定事業者の事前の同意を必要とすることをご検討いただきたい。
171	民間	標準契約	25	5	「前項」のみならず「第1項」も追加してください。また、「必要があると認めるときは」を「必要があると認められるときは」に改めてください。
172	コンサルタント	標準契約	25	5	第25条第5項において、「必要があると認めるとき」と規定されているが、管理者等に自由裁量を認めた規定ではないという理解で良いか。仮にかかる理解が適切であるとすれば、「必要があると認めるとき」という文言は適切なものか。
173	その他	標準契約	25		選定事業者の責に帰すことが出来ない事由(例、引渡予定日の遅延)により生じた損害及び増加費用に対する管理者等による補償金額をより明確化させるために、予定損害賠償条項(例、「選定事業者の責によらず引渡予定日が遅れた場合には、管理者等は引渡予定日の遅延一日あたり 円を選定事業者に支払うものとする。ただし、実損害がこれを超えた場合、選定事業者は管理者等に対し差額を請求できるものとする。」)を設けるべきである(第六十六条の規定とあわせて修正が必要である)。
174	その他	標準契約	25		第二十五条において、「引渡予定日の変更に係る協議は第二十六条の規定に従う」と規定してもらいたい。また、「サービス対価の変更、増加費用・損害の負担については、第五十四条の規定に従う」などと規定してもらいたい。
175	コンサルタント	標準契約	25		第25条第1項においては、第22条第1項が除外されているが、第22条第1項の場合は第22条第5項が適用されるという理解で良いか。
176	その他	標準契約	26	1	第1項に記載されている、一定期間後の協議が整わない場合の管理者等による一方的、恣意的な判断による決定はおかしい。選定事業者に帰責事由の無い場合で、その措置に関し、協議がうまくいかない場合には、お互いの主張の合理性を検証する意味でも、専門家裁定や仲裁行為がより、公平かつ公正な手段になると考えるべきである。

平成21年度公開意見募集

177	その他	標準契約	26	1,2	<p>第1項で、「日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する」とすることは、管理者等による一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。協議が整わない場合には、第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の手続を規定すべきである。これに関連し、第十三条の(注4)において、「第三者の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、暫定的な対応」とされているが、ADR(裁判外紛争解決手続)をはじめとする第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の紛争解決手段を用いるべきである。</p> <p>第2項で、管理者等が協議開始の日を通知しない場合は、選定事業者が定め管理者に通知するとあるが、そもそも管理者等が引渡予定日の変更等に係る協議を行うことを義務化すべきである。</p>
178	その他	標準契約	27		「臨機の措置」の範囲、「費用」の範囲等につき、より明確な判断基準を設けるべきである。
179	コンサルタント	標準契約	28		第28条(A)第1項の本文の趣旨についてご教示頂きたい。まず、選定事業者が第三者に対して民法上の不法行為責任等を負う場面のみならず、不可抗力によって第三者に損害が生じた場面についても選定事業者が責任を負うような規定とされているが、かかる理解は適切か。そのような趣旨でなければ、選定事業者が法的責任を負う場合の規定であることを明示して頂きたい。仮に、不可抗力によって第三者に損害が生じた場面についても選定事業者が責任を負う規定だとすれば、民法の過失責任の原則によれば選定事業者はかかる責任を負担しないものと思われるところ、いかなる法的根拠に基づいて選定事業者に責任が生じるとされるのか明確にしたい。
180	コンサルタント	標準契約	28		<p>第28条(A)第1項本文及び第28条(B)第1項本文の「工事の施工について」という文言について、管理者等の計画そのものに問題があり、管理者等の要求に従って工事を施工したために第三者に損害が生じた場合は、選定事業者が責任を負わない旨を明示されたく、次の文案をご検討いただきたい。</p> <p>「工事の施工のみに起因して、選定事業者が第三者に損害を及ぼしたとき(工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む。)、は、選定事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する。」</p>
181	コンサルタント	標準契約	28		第28条(A)第1項ただし書きについては、かかる場面(すなわち、選定事業者が第三者に対して民法上の不法行為責任等を負う場面、及び不可抗力によって第三者に損害が生じた場面)で管理者等の責に帰すべき事由によって損害が発生するケースは考えがたいが、具体的にいかなる場面を想定しているのか。仮に、第28条(A)第1項の趣旨が、工事に起因して「選定事業者又は管理者等」に「法的責任が発生した場面」を想定し、この場面においては選定事業者が責任を負担するとの原則を規定しつつ(同項本文)、同項ただし書きにおいて、管理者等の責に帰すべき場合には例外を定めるという趣旨であれば、その趣旨を明確化して頂きたい。
182	民間	標準契約	28	A	「工事の施工に伴い通常避けることができない」理由による第三者に与えた損害について選定事業者が賠償するのは過大だと思われるので、外していただきたく存じます。
183	その他	標準契約	28	注	(A)は選定事業者としては認めることはできない。(B)のみとすべき。
184	その他	標準契約	28	注	最後の(注)は、この(A)(B)の差異は如何なる効果をもたらすかを解説すべきである。
185	その他	標準契約	29	1	第二十九条第1項の「事業用地等の確保ができないこと」は、「第十条に規定する平成 年 月 日までに事業用地等の確保及び選定事業者への引渡しができないこと」としてもらいたい。
186	コンサルタント	標準契約	29		事業用地等の確保は管理者等の債務である(第10条第1項)が、かかる債務の不履行に基づく損害についてのみ、あえて規定を設けた趣旨をご教示いただきたい。
187	コンサルタント	標準契約	29		損害又は増加費用の負担に関する規定として、第29条と第12条第2項、及び第29条と第22条第5項が存在するが、規定相互の適用関係を明らかにしていただきたい。
188	金融機関	標準契約	30		それぞれ基準額の100分の1まではだれが負担するのか、明示されたほうがよろしいかと思えます。
189	その他	標準契約	30		不可抗力により発生した損害額(選定事業者が受領した保険金額を除く)に対して施設整備に係るサービス対価の100分の1まで選定事業者の負担と規定したのでは選定事業者が保険付保によりリスクヘッジを図る動機づけとはならない。入札要項に規定されており、選定事業者が任意で掛けた保険金額は選定事業者の負担金額に優先的に充当される旨を規定すべきである。
190	その他	標準契約	30		不可抗力の発生を「完工確認書の交付前」もしくは「完工確認書の交付後」とし、完工確認書の交付を基準点としているがこれはなぜか。BTOで完工確認書の交付時に所有権が移転することを前提としているのであれば、そのように少なくとも注がきに記載しておいてほしい。仮に所有権が引渡し日に移転するのであれば、なぜ各条項で完工確認書の交付を基準としているのか説明してほしい。
191	その他	標準契約	30		第三十条第2項、第3項、第四十一条第2項、第3項、第四十二条第2項、第3項に記載の管理者等による「確認」にはどのような意味があるのか明らかにしてほしい。
192	コンサルタント	標準契約	30		「損害」という文言が使用されているが、ここでは、事実状態としての被害という意味で使用されているように思われる。しかし、契約において「損害」という文言を用いる場合は法的評価を加えた各当事者に生じた損失という意味(法的概念としての「損害」)で使用されるのが一般的であるように思われる。PFI標準契約1(案)においても、他の条項ではかかる意味で使用されているように見受けられる。従って、事実状態としての損害という意味を表現する用語としては、「損害」以外の用語(例えば、滅失、毀損等)を用いるをご検討いただきたい。
193	民間	標準契約	32	2	破壊検査の結果、PFI施設が関係図書等に適合していることが明らかになった場合には、検査又は復旧に直接要する費用は管理者等が負担していただきたい。
194	その他	標準契約	32	3	第3項の手続きは、まず「適合しない事由及び理由」を書面で明示し、その後「是正内容及び是正期間」につき費用負担の問題を含めて合理的な解決策を見出すべく協議手順を踏むべきで、例えば協議の結果、修復の内容、必要期間を考慮した合理的な考えを合意することができると共に、条件付きで施設の供用開始を認めつつ、平行的に修復を図るなど、多様な解決策もありうる。是正の内容に合意できず、両当事者に相当に合理的主張がある場合には、専門家裁定、ないしは仲裁、調停手順を取ることが法理としては適切である。
195	その他	標準契約	32		<p>完工検査は一旦合意した設計図書に照らし合わせて実施すべきである。さもなければ、数が膨大でかつ曖昧な表現が多い関係図書を管理者等が都合良く解釈し、設計図書が反故にされるおそれがある。</p> <p>第3項は、管理者等による一方的、恣意的な措置を防ぐため、「管理者等は、PFI施設がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、選定事業者に対して、適合しない事由及び理由を書面で示した上で、是正内容及び是正期間につき選定事業者と協議するものとする」とすべきである。</p> <p>第5項の完工確認書の交付については、「...完工確認書を速やかに交付しなければならない。」と下線の文言を追加すべきである。</p>
196	民間	標準契約	33		引渡しと同時にPFI施設の所有権が管理者等に移転することも明記してください。また、これに関連して、PFI施設の原資取得者が選定事業者であることを明確にしてください。
197	コンサルタント	標準契約	33		PFI施設の所有権がいつ選定事業者から管理者等に移転するのかを明示していただきたい。

平成21年度公開意見募集

198	その他	標準契約	34	2	第2項は、「引渡予定日の 日前」としてあるが、BOT の場合には「維持管理・運営業務開始の 日前」となるのではないか。その旨留意事項とするべきではないか。
199	その他	標準契約	34	4	第4項も、まず「適合しない事由及び理由」又は「適合するかどうかを確認することができない相当な理由」について書面で明示し、その後「是正内容及び是正期間」について費用負担(第6項)を含めて合理的な解決策を見出すべく協議手順を踏むべきであり、合意にいたらない場合で、両当事者に相当に合理的主張がある場合には、専門家裁定、ないしは仲裁、調停手順を取ることが法理としては適切である。
200	民間	標準契約	34	6	「維持管理・運営業務の体制書及び計画書の修正その他の必要な措置に要する費用」には維持管理・運営業務の体制書及び計画書の修正に伴い発生する個別の維持管理・運営業務費用等の増額も含まれることを明記願います。
201	その他	標準契約	34	1,4,7	第1項は、体制書および計画書の内容を、より具体的に記載し、業務内容、役割分担を明確に官民で合意すべきである。維持管理・運営業務では、体制書に官民の詳細な役割分担、業務報告ルール、異常発生時のエスカレーションルールを定めることが必要であり、計画書には、年次/月次/日次の定例業務のスケジュール/マニュアル、緊急事態マニュアルを例示し、業務の詳細について明らかにすべきである。 第4項は、管理者等による一方的、恣意的な措置を防ぐため、「管理者等は、PFI施設がこの契約設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、適合しない事由及び理由を書面で示した上で、是正内容及び是正期間につき選定事業者と協議するものとする」とすべきである(当初の関係図書や業務水準書の曖昧さが原因であることも多く、この場合、一方的な判断は好ましくない)。 第7項で、維持管理・運営業務の体制書及び計画書を選定事業者が変更する場合、管理者等の「承諾」ではなく、「確認」を要件とすべきである。
202	その他	標準契約	34	注	「事業の性質を考慮して、何をどのように留意するのかどの部分がどう変わりうるのかを解説するべきである。
203	民間	標準契約	35	2	瑕疵の補修または損害賠償の請求は原則として通常の公共工事と同様引渡しの日から2年以内として頂きたい。その他の場合は個別に示していただきたい。
204	その他	標準契約	35	2	期間が定められていないが、根拠法令に即して具体的に記述すべきである。 また、一律に 年と規定される場合があるが、故意または重大な過失、構造耐力上主要な部分は10年、躯体は2年、設備・備品、医療機器等は1年など、部材・部位毎に具体的に示すべきである。
205	その他	標準契約	35	4	第三十五条第4項に規定する「第二項の定める範囲内」は、「前二項の定める範囲内」に改められるべきである。
206	その他	標準契約	35		BOTに関し、事業期間を超えての瑕疵担保保証を求めることは無理がある。商慣習上の瑕疵担保期間の設定をベースに対応すべきである。BOTの場合、瑕疵担保の対象を引渡前の2年間に行われた修繕工事に限定すべきである。 第2項で瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、PFI施設の引渡しから「 年以内」に行うとされているが、「 年」の定め方については、標準工事請負契約約款等慣例に基づき定める旨、注書きをすべきである。
207	その他	標準契約	37	2	第2項は、「業務委託契約又は業務請負契約書の写し及びこれらの変更契約の写し」と定義すべきである。
208	その他	標準契約	37	2	第2項の「業務委託契約または業務請負契約書の写し」は、「業務委託契約または業務請負契約書の写し及びこれらの変更契約書の写し」と記載するべきである。
209	コンサルタント	標準契約	37		条文中では「全部又は一部」とされており、注意書きで「入札時に資格確認をした場合は「全部又は」を削除」となっているが、特に設計、建設についてはPFIの主要業務のため入札時に資格確認を行うことが原則であるため、条文の「全部又は」は削除すべきである。
210	その他	標準契約	38		維持管理・運営業務の履行状況の確認のため、業務報告書の提出・報告のほかに、施設利用者のアンケート調査を実施する場合、アンケート項目に業務要求水準の項目と達成レベルを正確に盛り込むことは難しいため、主観・直感に左右されるアンケート結果を減額に反映するのは不適切である。
211	その他	標準契約	39		対象が宿舎・庁舎等の公用施設である場合、選定事業者はそもそも利用者を管理できないサービスに従事しているのが通例で(特に、維持管理・運営期間において)、「騒音」をもって選定事業者による第三者への損害とするのは不当である。
212	その他	標準契約	39		選定事業者が負担する第三者に対する損害は、選定事業者の責めに帰すべき事由により生じた相当な因果関係の範囲内にある損害に限定されるべきである。
213	民間	標準契約	39	注	「維持管理・運営の実施に伴い通常避けることができない」理由により第三者に損害を及ぼした場合の賠償責任を事業者が負う、という規定を外していただきたい。
214	その他	標準契約	39	注	通常避けることができない理由による第三者への損害賠償責任は管理者等にありとすべきである。
215	その他	標準契約	39	注	「騒音」をもって選定事業者による第三者への損害というのは不自然ではないか。
216	その他	標準契約	40	4	第4項で、不可抗力事由発生の日から、例えば6カ月以上の長期にわたって協議が整わない場合は、管理者等あるいは選定事業者のいずれかの発意により、契約解除できるようにすべきである。
217	その他	標準契約	40		不可抗力の発生を「完工確認書の交付前」もしくは「完工確認書の交付後」とし、完工確認書の交付を基準点としているがこれはなぜか。BTOで完工確認書の交付時に所有権が移転することを前提としているのであれば、そのように少なくとも注がきに記載しておいてほしい。仮に所有権が引渡し日に移転するのであれば、なぜ各条項で完工確認書の交付を基準としているのか説明してほしい。
218	その他	標準契約	40		他の条項と同じく公平性、公正さに欠ける。
219	コンサルタント	標準契約	40		「損害」という文言が使用されているが、ここでは、事実状態としての被害という意味で使用されているように思われる。しかし、契約において「損害」という文言を用いる場合は法的評価を加えた各当事者に生じた損失という意味(法的概念としての「損害」)で使用されるのが一般的であるように思われる。PFI標準契約1(案)においても、他の条項ではかかる意味で使用されているように見受けられる。従って、事実状態としての損害という意味を表現する用語としては、「損害」以外の用語(例えば、滅失、毀損等)を用いることをご検討いただきたい。
220	その他	標準契約	41	3	第3項で物的な実損害のみを規定しているようにみえるが、それ以外に選定事業者が負担する費用はどうなるのか。
221	金融機関	標準契約	41		それぞれ基準額の100分の1まではだれが負担するのか、明示されたほうがよろしいかと思います。

平成21年度公開意見募集

222	金融機関	標準契約	41	注	ご承知のとおりBTO案件においては、選定事業者には所有権がないため、施設損害に関するリスク処理は実際にはキャッシュリザーブ等の手段しかありません。特に国の案件の場合、国のための火災保険は有効ではありません。したがって、損害の対象に施設損害も含める場合には、「維持管理・運営に係るサービス対価の総額の100分の1を超える額」ではなく、「維持管理・運営に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額」と限定的な扱いにする必要があると思います。この額が過大になれば、それだけリスクコストが高くなり、適正なVFM確保という問題になるかと考えます。むしろ、注2の記載は削除してもよろしいかと思います。
223	その他	標準契約	41		建築期間中の不可抗力の損害については、選定事業者が加入する建設工事保険でカバーされ、選定事業者が費用負担をするケースは少ない。一方、維持管理・運営期間中の業務向けの保険は、保険会社と個別設計の必要があり、カバー範囲、支払い保険金額、保険料率について、既製保険と比べて制約が多く、カバーできる業務が限定され、低額の保険金しか設定できず、保険料が収入に比べて高額になる(不動産及び一部の動産は既製保険でカバー可能)。そのため、大規模な不可抗力が発生した場合、選定事業者が損害を最小限にとどめる努力をしても、保険では損害がカバーされず、選定事業者の収益を圧迫する恐れがある。維持管理・運営期間中の不可抗力の損害については、第七十条で規定される選定事業者が加入する保険でカバーされないものは、管理者負担とすべきである。
224	その他	標準契約	41		第三十条第2項、第3項、第四十一条第2項、第3項、第四十二条第2項、第3項に記載の管理者等による「確認」にはどのような意味があるのか明らかにしてほしい。
225	民間	標準契約	42	1	「選定事業者の責任及び費用負担」を「管理者等の責任及び費用負担」に改めてください。
226	コンサルタント	標準契約	42	1	第42条第1項において、PFI施設の所有権は管理者等が有している状況の下、第三者の責に帰すべき事由によりPFI施設に損害が生じた場合には、選定事業者自身は損害を被っていないものと思われるが、その場合においても、選定事業者が自らの責任及び費用負担において当該第三者への損害賠償の請求を行わなければならないと規定されているように思われる。かかる規定の法的根拠についてご教示いただきたい。
227	民間	標準契約	42	2	選定事業者の義務は、PFI施設の損害の状況報告と当該損害の修復の方法の通知の2点に限定してください。
228	その他	標準契約	42	4	本条項はBTOの場合も前提していると思われるが、なぜ公共にPFI施設の所有権があるにも拘らず、選定事業者に維持管理・運営サービス対価の一年分の100分の一の負担を課すのか。
229	民間	標準契約	42	5	管理者等が当該費用の全額を負担するよう改めてください。
230	その他	標準契約	42	5	修復費用の1/100が選定事業者負担とされている趣旨は、選定事業者による安易な修繕費用の請求を防ぐためと思われるが、不可抗力とは異なる事態であり、選定事業者に過失が認められない場合は管理者等の負担とすべきである。
231	金融機関	標準契約	42		それぞれ基準額の100分の1まではだれが負担するのか、明示されたほうがよろしいかと思います。
232	その他	標準契約	42		少なくとも、BTO方式の場合は、管理者等が100%負担すべきである。
233	その他	標準契約	42		庁舎や学校のように、選定事業者が施設の運営に関与せず、選定事業者による第三者の特定が困難な事業が少ないため、第三者の特定、求償も含め、第1項は「管理者等との協議の上、対応を決定する」とすべきである。
234	その他	標準契約	42		第三十条第2項、第3項、第四十一条第2項、第3項、第四十二条第2項、第3項に記載の管理者等による「確認」にはどのような意味があるのか明らかにしてほしい。
235	その他	標準契約	43		少なくとも、BTO方式の場合は、管理者等が100%負担すべきである。
236	民間	標準契約	43		「又は第三者の責に帰すべき事由」を削除してください。
237	その他	標準契約	44	1.5	第1項の規定と第5項の規定は論理整合性が無く、適切な条項であるとは言えない。
238	その他	標準契約	44	2,3	第2項、3項の規定は、法令違反となる義務の履行が部分的であって事業継続が可能な場合を想定しているように見受けられるが、もし、契約遂行上極めて重大な業務が法令違反となった場合には例え法令違反となる義務の履行が部分的であっても、当該部分の部分契約解除がそれが機能しない場合には、全体の契約解除しか道はない。この場合、第四十五条の規定のみでは費用等はカバーできない。法令違反の場合の契約の解除については、第五十七条または第五十九条によりカバーされるものと思われるが、本条の段階で、増加費用の問題となるのか、解除の問題となるのか、につき明確に道筋を示すべきである。
239	その他	標準契約	44		第5項で、「日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め、選定事業者に通知する」のは、管理者による一方的な措置を可能にするものであり、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。協議が整わない場合は、第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の手続を規定すべきである。仮に、不可抗力事由発生の日から、例えば6か月以上の長期にわたって協議が整わない場合は、管理者等あるいは選定事業者のいずれかの発意により、契約解除できるようにすべきである。
240	その他	標準契約	45	1	第1項による限定的な列挙は適切であるか疑問である。
241	その他	標準契約	45		第1項は、限定列挙方式とするのは適切ではない。「当初想定されない法令変更で、事業に直接的なインパクトをもたらす、費用を管理できないもの」を要件とすべきである。 第2項で「通常妥当と認められるものについて、サービス対価を変更し、又は増加費用を負担」とすることは、管理者等の一方的、恣意的な判断を可能とし、公平性、公正さの観点から不適切である。法令変更等に伴う費用は将来発生する費用や事業者が評価しなければ分からない費用等もあるため、管理者等と選定事業者との間で協議を行う仕組みを設けるべきである。 法令変更により維持管理・運営費が増加する場合(専門資格者の常駐が必要となる、点検回数が増える等)についても管理者等に請求できるものと規定すべきである。
242	民間	標準契約	45		「(注)第一項第一号において、選定事業に直接関係する法令をあらかじめ特定するものとする。」とされている点は、今までの「典型的に影響を及ぼす」といった表現と比較すると相当前進したのものとして評価されます。ただし、本契約書案が「特に、庁舎、宿舍等の公用施設」の契約書を想定している以上、宿舍、庁舎等において適用される法律(建築基準法や土壌汚染対策法等)を列挙、例示して、適用の是非等に対する意見を募り、さらに進んだ議論がなされることを希望します。
243	その他	標準契約	45		第四十四条第5項(管理者等による一方的措置)と第四十五条(管理者等による増加費用負担)はつりあっていないのではないかと。

平成21年度公開意見募集

244	その他	標準契約	46		「資本的支出」で法令変更による「費用減少」が成立しうるのは、未だ資本的支出がなされていない時点であり、極めて限られたケースであることを注記すべきである(資本的支出がなされた後で、費用減少となる場合には、当初の枠組みを崩すことになり、融資金融機関を含めて多様な問題が生じる。一旦、資本的支出がなされた場合には、これを削減することは容易ではない。なお、事業契約締結時点でその他の契約も固定すれば、基本的にはこの段階で資本的支出が固定することになる。 なお、資本的支出に関係しない法令変更による費用減少も理論的にはありうることに留意する必要がある。
245	その他	標準契約	46		第四十六条に「サービス対価の変更については、第五十四条の規定に従う」旨の規定を入れてほしい。
246	その他	標準契約	47	B	「(B)第四十七条は、ユニタリーペイメントの場合に、(A)第四十七条及び第四十八条に代えて使用する」としているが、BTOを想定している本標準契約案の趣旨から、なぜ、ユニタリーペイメント方式が採用され得るのが明確な説明が必要である。
247	コンサルタント	標準契約	47	注	注意書きで「ユニタリーペイメントの場合に、(A)第47条…に代えて使用する」とあるが、(B)(サービス対価の支払い)を新たに設けるのではなく、第47条の注意書きで十分ではないか？ユニタリーペイメントはBTOでオペレーションが少ない事業においてはあまり意味がなく、余計な金融コストがかかるだけである。
248	その他	標準契約	47	注	本「条項例」(案)がBTO事業を対象にしているとしながら、ここに突然ユニタリーペイメントの規定を述べるのは極めて不自然で不適当。削除すべきである。
249	その他	標準契約	47		本来、最も重要な部分であり、かつ多様な考え方がとれ複雑である以上、「別に定めるところにより」とするのではなく、一定の規範の在り方とその選択肢を具体的に記載すべきである。
250	公共	標準契約	48		「サービス水準」は、業務要求水準書を基準とするものなのか、関係図書(提案書等)に基づくものなのか不明です。
251	その他	標準契約	48		管理者等は、モニタリングに関して、契約中に明確な指針を提示すべきである。特にベンチマーク、サービス対価を減額するメカニズム等を契約時点までに決定すべきである。 モニタリングにおいては、サービス対価の減額だけでなく、選定事業者者にインセンティブを付与するため増額の仕組みも設けるべきである。
252	その他	標準契約	48		サービス対価の支払いメカニズム、モニタリングの具体的内容、規定条文の構成等について具体的に示すべきである。
253	その他	標準契約	48	A	第3項は「当該通知に記載するところにより…サービス対価の支払いを請求することができる」とあるが、当該通知には選定事業者による支払請求に必要な情報として何が記載されているのか。 そもそも、考え方、表現が曖昧でわかりにくい。サービス提供に対しては対価が支払われることが基本でもあり、何らかの規律を設け、サービス提供の成果に基づき対価の減額を企図することを考慮する場合、明示的に「対価の減額」規定を規定すべきである。一方現状の第四十八条は、管理者等による「通知」により、初めてその「記載するところにより」、「支払いを請求できる」とある。もし、この考えが対価の修正、減額をも含意する場合、極めて曖昧なままの契約規定になってしまう。対価はサービス提供に伴い支払うことが原則で、これに対する逸脱は明示的な規定を新たに設けることが適切であろう。その他の理由による対価調整は規定がありながら、サービスの成果を計測し、その成果に基づき対価を調整するという枠組み規定は極めて曖昧で、適切な考えとはいえない。
254	その他	標準契約	49		契約義務履行確認の手段は第三十八条第1項、2項に記載の方法に限られない。虚偽報告「等」とは業務報告のみならず、履行確認の為のあらゆる手段がその対象になるはずである。
255	その他	標準契約	49		第四十九条に「サービス対価の返還については、第五十四条の規定に従う」旨の規定を入れてほしい。
256	公共	標準契約	50		「改定の基準とする指標」は、契約の締結時の指標を契約年度内引き続いて固定するとすると改定した翌年度においても改定を余儀なくされることが懸念されますので、改定した年度を次の基準とすることが通念かと考えます。
257	その他	標準契約	50		第五十条に「サービス対価の変更については、第五十四条の規定に従う」旨の規定を入れてほしい。
258	民間	標準契約	51		「物価変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更」において、公共工事約款のいわゆる「全体スライド条項」も含めるべきである。既に基本的な考え方において議論はされているが、応札段階において建設企業は提案書に基づき概算といえども詳細な検討を行い見積もりした建設費を算出している。さらに、その金額に基づき入札額が決定している。その点では、「全体スライド条項」の通常の物価変動も建設企業において大きい影響がある。PFI事業はそもそも公共工事のひとつの事業手法であり、同等の扱いにしていただきたい。
259	その他	標準契約	51		第1項の単品スライド条項、第2項のインフレスライド条項に加え、いわゆる全体スライド条項を追加すべきである。 第1項、第2項は「請求することができる」とあるのみで、管理者等が拒否できる可能性を含意しており、条項の効果が見えない。請求に応じることが原則として、変更額等をめぐる協議の手続を規定すべきである。 また、物価変動に基づくサービス対価の変更については、用いる指標や改訂の判断基準等変更メカニズムを予め明確化しておく必要がある。その際、事業者は入札日に工事費をコミットするため、それ以降の変動を考慮し、物価変動を算定する起算日を入札日と定義すべきである。
260	民間	標準契約	51		公共工事標準請負契約約款第25条の第1項～第4項のいわゆる「全体スライド条項」も規定してください。
261	民間	標準契約	51		(注1)において、「契約締結時の物価が基準となる」と規定されているのは、物価変動を算定する始期の定義をしていただけたのはよいと思う。しかしながら、契約締結時は工事価格のコミットをした入札時から数ヶ月が経過しており、その間に物価が急激に変動する可能性もあるため、入札時の物価を基準として頂きたい。
262	その他	標準契約	51		第1項、2項は「請求することができる」とするのみであり、また、本条を受けた第五十四条第1項でも「協議し…協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者者に通知する」となっている。管理者等が拒否できる可能性を含意し、これでは条項の効果が見えない規定である。まずは支払うことを原則に、如何に協議し、支払い対価を調整し、意見の相違点を克服して、何らかの合意を図ること(その手順)を規定することがまずあるべき規範ではないのか。
263	その他	標準契約	52		事業者の金利変動リスク極小化の観点からも、融資契約調印又は融資実行のタイミングへの配慮が必要である。 第1項、第2項の内容では、契約時から融資実行時までの金利変動時のサービス対価の変更について考慮されていない。(注3)に記載するのではなく、入札時から契約を経て融資実行時に至るまでの金利変動リスクを管理者等が担う旨、本文中に明確に定義すべきである。 また、(注1)の記載については、資金調達は金利スワップ市場に限らず、幅広い金融市場が存在するため、「金利スワップ市場を含む金融市場における資金調達状況」とすべきである。

平成21年度公開意見募集

264	金融機関	標準契約	52		資料の留意事項にも記載されているとおり、PFI標準契約は、国以外の者が実施するPFI事業においても参考とされるものです。従って、第五十二条に記載が想定されるPFI事業融資の基準金利について、国土交通省が2008年6月に「国土交通省所管事業へのPFI活用に関する発注担当者向け参考書」として公表した事業契約書例に見られるような、特定事業者1社だけが算出する基準金利を明示しないよう求めます。(同契約書例には、ロイター社のTSRだけがあたかも標準的な基準金利のように見られる可能性もございます。として明示されております) 第五十二条に記載が想定されるPFI事業融資の基準金利について、管理者、選定事業者などの関係者が互いに確認しやすい、公示性の高い金利をご採用いただくようお願いいたします。
265	その他	標準契約	52		一定期間毎の金利見直しが定められているケースについての条項である旨注を付けるべきである。
266	その他	標準契約	52		第五十二条に「サービス対価の変更については、第五十四条の規定に従う」旨の規定を入れてほしい。
267	コンサルタント	標準契約	52	注	(注3)「契約時から融資実行時までの金利変動リスクを管理者が担うとする場合は…(略)…例えば融資実行日の2営業日前…」とあるが、金融機関の融資慣行を踏まえた方が、余計な金利コストがかからず合理的である。(税金で支払われるサービス対価であるため、フォアードスワップによる余計なコストがかからないようなスキームを標準とするべきである。管理者は、金利固定にかかるコスト意識を持つべきである。)
268	その他	標準契約	53		選定事業者が積極的に技術進歩を取り入れ業務効率を向上させることは民間ノウハウの活用であり、その費用削減額の全てをサービス対価から減額したり、契約期間を短縮したり、あるいは一部解除権を行使したりすることは、民間の参加意欲を著しく減じることにつながる。したがって、協議により費用削減額の一部を選定事業者の収益に反映させる方式を採用すべきである。また、すでに一定の投資を行っている場合においては、サービス対価の変更の範囲を施設整備費以外の部分に限定する必要がある。 また、サービス対価を変更すべき状況は、技術の進歩以外にも、例えば、環境の変化、市場のニーズの変化、政策の変化等多様な状況が考えられる(例えば大規模な庁舎や宿舎を作っても、環境変化、政策の変化次第では、庁舎ではなく他の用途に変更し、選定事業者との関係も変えた方が良い場合等はおこりうる)。そのような状況を想定した規定も置くべきである。
269	その他	標準契約	53		このままの条項では、管理者等が、勝手に技術の進歩があると決めつけてサービス対価の変更(減額)を請求した場合、そのまま認められることになりかねない。 (そもそも宿舎、庁舎の類の維持管理サービスにおいて、「技術の進歩」がどう関連するのか理解し難い。如何なる事象なりサービスをイメージしているのか、維持管理業務とは、技術の進歩にはあまり関係ない業務分野ではないのか。関連するサービスにかかる可能性があるか否かのサービスの特性を考慮して、かかる条項の是非を検討すべきであり、もしかかる規定を条文として設ける場合には、その旨の留意事項を記すことが必要であると共に、そもそも論として、かかる規定を一般的な条項と考えるのは奇異に感じられる)
270	その他	標準契約	53		選定事業者からのサービス対価変更の請求においては、費用削減額全てを「サービス対価」から減らすのではなく、その一部を選定事業者の収益に反映させる旨明文で規定するべきである。
271	その他	標準契約	53		技術の進歩「等」とすべきである。
272	その他	標準契約	53		技術の進歩等により業務要求水準書をも改定することが考えられるが、その点については後の第五十五条でまとめて規定するのではなく、本条で記載することが望ましい。
273	その他	標準契約	53		(注2)は、「資本的支出を伴う、案件のみが五十三条の適用対象になるという指摘にとらえかねられないが、資本支出を伴う、伴わないは、第五十三条の趣旨とは本質的に関係ないのではないか。
274	その他	標準契約	53		第五十三条に「サービス対価の変更については、第五十四条の規定に従う」旨の規定を入れてほしい。
275	その他	標準契約	54	1	本条項をサービス対価の変更方法についての統一的な規定とするのなら、この条項を再考し、公平性、公正さが保持できる内容にすべきである。第1項にある協議が整わない場合には、一方的に「管理者が定め、通知する」という考えは適切ではない。お互いが合理性を主張するならば、第三者による専門家裁定、仲裁、調停などに委ねるべきで、争点は争点として爾々と議論しつつ、一方サービスの継続性を担保するメカニズムを規定しておくことが適切である。
276	その他	標準契約	54	3	第3項では「協議して定める」となっており、第1項の「協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する」との記載と異なる。一定期間の協議の後に協議が整わない場合の処理についての記載がなく、なぜこのような違いが生じるのか説明してほしい。
277	その他	標準契約	54		第1項で、「 日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する」とすることは、管理者等による一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。協議が整わない場合は、第三者による専門家裁定、仲裁、調停等の手続を規定すべきである。これに関連し、第十三条の(注4)において、「第三者の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、暫定的な対応」とされているが、「暫定的な対応」とは具体的に何を指すか明確にすべきである。
278	民間	標準契約	55	1	「業務要求水準を変更することができる。」を、第2項に倣い「業務要求水準の変更を提案することができる。」と改めてください。
279	その他	標準契約	55		第3項で、「 日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する」とすることは、管理者等による一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。協議が整わない場合は、第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の手続を規定すべきである。これに関連し、第十三条の(注4)において、「第三者の協議が整わない場合において管理者等が定めるのは、暫定的な対応」とされているが、ADR(裁判外紛争解決手続)をはじめとする第三者による専門家裁定、調停、仲裁等の紛争解決手段を用いるべきである。
280	その他	標準契約	55		第3項の記述は不適切であり、削除すべきと考える。
281	その他	標準契約	56	1	第3号に記載のある「別に定めるところにより管理者等がこの契約を解除する権利を取得するにいたったとき」という一般規定は設けずに、個別具体的に記載してほしい。
282	その他	標準契約	56	1	第1項4、5号に他と合わせて主語の記載をするべきである。
283	その他	標準契約	56	1	第4号の規定は、「その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始の申立てその他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき」と改めるべきである。
284	その他	標準契約	56	1	第6号の規定は、「虚偽の記載を故意又は重過失によりしたとき」とするべきである。
285	その他	標準契約	56	1	選定事業者が解除できる場合については第五十八条、第五十九条に限定列挙されているため、1項7号は契約規定として特記する必要性はない。

平成21年度公開意見募集

286	コンサル tant	標準 契約	56	1	第56条第1項第7号について、PFI標準契約1(案)につき一切の合意解約を禁止する趣旨であるという理解が良いか。仮にかかる理解が適切である場合には、PFI標準契約1(案)の解除の申し出を禁ずる利点についてご教示いただきたい。
287	公共	標準 契約	56	2	「完工確認書交付後の契約解除の違約金」について、第六条と同様の考えから削除。
288	その他	標準 契約	56		(1) 条項の内容について 管理者が契約解除できる場合として、第1項第三号に「別に定めるところにより管理者等がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき」とあるが、「別に定める」ではなく、契約に明確にその内容を記載すべきである。 (2) 契約解除の場合の選定事業者の株式、契約上の地位の第三者への譲渡 国の合同庁舎案件の事業契約(案)では、「法令変更・不可抗力による契約解除の場合でも、管理者等の指名した第三者に選定事業者の株式や、契約上の地位を譲渡できる」との記載があるが、選定事業者、レンダー、管理者等の三者が協議の上、合意する条件で第三者に譲渡すべきである。 (3) 違約金額の適正化 第2項第2号で違約金算定の根拠を残存期間相当額と定めるのは行き過ぎである。算定方法により幅広い選択肢を認めるような規定とすべきである。例えば以下のような算定方法も考えられる。 ・施設整備に係る違約金は利息を除いた施設整備費の10% ・維持管理に係る違約金は1年分のサービス対価の10%
289	その他	標準 契約	57	2	第2項に規定する「損害」の内容を注がきの記載よりも更に明確化するべきである。例えば、施設整備費相当分の残存サービス対価、解除日までの金利相当分対価、解除に伴い実際に生じた全ての費用の他、融資契約解除に伴う全ての費用、逸失利益相当額などが「損害」に含まれる旨明示的に列記すべきである(なお、管理者等が負担すべき費用は時系列的に何時の時点で解除するかによって大きく異なること、解除をする場合には全ての費用負担や費用項目を把握しておくことが必須であることも留意事項とすべきである)。
290	その他	標準 契約	57		(1) 損害賠償の明確化 第2項を、例えば「管理者等は、前項の規定により契約を解除する場合には、施設整備費相当分の残存サービス対価、解除日までの金利相当分対価、解除に伴い実際に生じた全ての費用、損害を全て補償することを基本とし、下記等が補償の範囲として含まれねばならない。 1.融資契約解除に伴う全ての費用(金利スワップ解除費用等を含む) 2.・・・ 3.・・・ 4.逸失利益相当額」とするなど、損害補償の概念を明確化すべきである。 (2) 任意解除の場合の補償範囲 任意解除の場合、少なくとも、選定事業者が対象事業の運営に割いている人員等経営資源を代替案件で活用できるまでの期間の得べかりし利益は補償すべきである。 注書きに、「逸失利益についても...範囲は限定されるという基本的考え方」とあるが、提案時には、事業計画を審査し、SPC経営の計画性・安定性等を確認していること、プロジェクトファイナンスを通じ金融団も同様の確認をしていることを考えれば、事業計画通りの利益がSPCに発生する蓋然性が高い。従って、事業計画通りの利益をSPCの逸失利益として補償することを基本的考え方に据えるべきである。 逸失利益は、事業者としての将来のインセンティブとして利益を想定しており、補償対象とすべきである。また、事業契約締結前に双方協議の上、範囲を明確に規定すべきである。
291	公共	標準 契約	57	注	「補償額を明確化」について、事業の進捗状況や選定事業者の設定利益のほか、損益相殺の状況などを含め、予め「補償額を明確化」することは困難ではないか。このため、「補償額を協議することとなる」等の記述としてはどうか。
292	その他	標準 契約	58	1	第3号の規定は、二のみで、イ、ロ、ハは不要であると考え。
293	公共	標準 契約	58	1	「選定事業者の解除権」について、PFI事業では、変更後の選定事業者の事業収支が成立するか否かの観点から検証される必要があり、標準契約約款に規定されるような一律の数値(3分の2以上減少したとき など)をもって規定することは適切でないと考えられる。
294	その他	標準 契約	58		第1項第三号の規定は、二のみ必要で、イ、ロ、ハは不要である。一見、民間事業者に解除権を付与することになるため、公平に思えるが、管理者等が一定レベルまでの要求水準やサービス対価の減少が大きな契約的効果をもたらさないと判断した場合、これを安易に考える可能性も高まる。
295	その他	標準 契約	59	1	第五十九条第1項は、中止(第二十二條第4項)、不可抗力(第四十條第4項)、法令変更等(第四十四條第1項)の場合に事業継続についての協議が整わない場合は、管理者等は解除権を有する旨規定している。一方で第二十二條第4項、第四十條第4項、第四十四條第1項では、「協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め」とのみなっており、かかる「事業の継続についての対応」の中に第五十九条の解除権の行使が含まれるのであればこの点は、第五十九条ではじめて明らかとなることとなる。関連規定は関連付けて該当箇所を一読すれば予測がつく規定とするべきである。 と関連して「事業の継続についての対応」に解除権の行使が含まれるのであれば、解除権の行使に選定事業者が不服の場合には(協議が整わなかった場合に管理者等が定めたものに選定事業者に不服がある場合について定める)第六十八條第5項の調停の対象となるという理解でよいのか。
296	その他	標準 契約	59	3	第3項は手順を単純化せず、複数のステップから構成されることが本来好ましい。維持管理・運営業務の全てが実施できない場合には、単純解除しか手法はないが、一部の維持管理・運営業務のみが実施できない場合には、あるべき手順は、一定期日経過後の単純(部分)解除ではなく、一定期間をまず定め、この間に、実施できない当該維持管理・運営業務を解除することが適切か否か、修復や代替案はあるか否か等を協議・検証の上、その他の手段が無いこと、契約の部分(全体)を解除することが合理的な解決策であることをお互いが確認した上でなされるべきであろう。勿論この協議の後に一定期間後の契約解除を規定することはおかしな考えではない。
297	その他	標準 契約	59		第1項で、管理者等と選定事業者との協議が整わない場合、管理者等は、契約の全部又は一部を解除することができる」とあるが、管理者等により一方的、恣意的な措置を可能とし、選定事業者の利益を著しく損なうおそれがある。「管理者等ないしは選定事業者はいずれかの発意により、この契約の全部又は一部を解除することができる」とすべきである。 また、一部の維持管理・運営業務のみが実施できない場合は、単純に一定期日経過後に一部または全部を解除するのではなく、一定期間を定め、この間に、実施できない当該維持管理・運営業務を解除することが適切か否か、修復や代替案はあるか否か等を協議・検証の上、その他の手段がないこと、契約の一部または全部を解除することが合理的な解決策であることを双方が確認した上で解除すべきである。
298	その他	標準 契約	59	注	「開業に要した費用」は損害といえるのか。
299	民間	標準 契約	60	2	第三十二條第二項と同様に、破壊検査の結果、PFI施設が関係図書等に適合していることが明らかになった場合には、検査又は復旧に直接要する費用は管理者等に負担いただきたい。

平成21年度公開意見募集

300	その他	標準契約	60		<p>(1) 契約解除の場合の出来形部分の支払方法 法令変更、不可抗力による契約解除の場合は、施設の出来形部分の対価については、選定事業者に対して一括払いで支払うこととすべきである。また、支払時期を明記すべきである。契約解除後も、出来形代金を受け取るためだけにSPCを残せば、SPCの存続費用等余分なコストがかかる。従って、仮に分割払いとする場合、出来高代金の受取債権を選定事業者が第三者へ譲渡し、選定事業者を解散することを認めるべきである。 選定事業者の帰責事由による契約解除により、担保権を実行して、出来高代金の受取債権を選定事業者から取得しても、管理者等の信用リスクにより当初の支払い条件(提案スプレッド等)を変更すべきではない。</p> <p>(2) 施設引渡後の契約解除の際の割賦再計算利息 本来、割賦利息は「基準金利+提案スプレッド」だが、最近の国の合同庁舎案件の事業契約(案)では、選定事業者の帰責事由による契約解除の場合には、「割賦再計算利息」は「基準金利」のみで、「提案スプレッド」が認められず、法令変更及び不可抗力による契約解除の場合には、「基準金利+融資スプレッド」となっている。金融機関が選定事業者帰責による金利変更リスクを負担することはなく、エクイティによるリザーブ等を要求するため事業費が増加することとなり、管理者等・選定事業者ともにメリットはない。したがって、管理者等が当該支払を分割払いとする場合の再計算利息については、契約解除の理由の如何(選定事業者帰責を含む)を問わず、入札時の割賦金利(提案スプレッド)とすべきである。 また、維持管理費がモニタリングで減額した場合、割賦代金の支払が留保される規定もある。これらの規定はレンダの融資条件(利率、借入額)を悪化させるものである。従って、財務局の公務員宿舍の事業契約(案)にあるように、維持管理費の減額にかかわらず、割賦代金(元本+利息)は当初の予定通り支払われるべきである。 (注2)記載のBOT方式の場合の「施設買取価格」については、その原資たる施設整備に係る借入金残高、未払利息、ブレイクファンディングコストの合計金額相当を上回る水準とすべきである。</p>
301	民間	標準契約	60	注	一括払いを選択した場合に、支払期限を本文中に明記していただきたい。
302	その他	標準契約	60	注	解除後の出来高部分に相応する施設整備に係るサービス対価の支払いは、一括払いとすべきである。
303	その他	標準契約	62	1	まず「適合しない事由及び理由」について書面で明示し、その後は正内容及び是正期間につき合理的な解決策を見出すべく協議手順を踏むべきであり、合意にいたらない場合は、両当事者に相当に合理的主張がある場合には、専門家裁定、ないしは仲裁、調停手順を取ることが法理としては適切である。
304	その他	標準契約	62	1	第1項で管理者等が選定事業者に対して修補請求をした場合にその修補が完了した場合の、管理者等による確認、施設整備に係るサービス対価の支払いに関する規定がないので設けるべきである。
305	民間	標準契約	62	2	第2号は管理者等の負担としてください。
306	その他	標準契約	62		<p>(1) 契約解除の場合の出来形部分の支払方法 法令変更、不可抗力による契約解除の場合は、施設の出来形部分の対価については、選定事業者に対して一括払いで支払うこととすべきである。また、支払時期を明記すべきである。契約解除後も、出来形代金を受け取るためだけにSPCを残せば、SPCの存続費用等余分なコストがかかる。従って、仮に分割払いとする場合、出来高代金の受取債権を選定事業者が第三者へ譲渡し、選定事業者を解散することを認めるべきである。 選定事業者の帰責事由による契約解除により、担保権を実行して、出来高代金の受取債権を選定事業者から取得しても、管理者等の信用リスクにより当初の支払い条件(提案スプレッド等)を変更すべきではない。</p> <p>(2) 施設引渡後の契約解除の際の割賦再計算利息 本来、割賦利息は「基準金利+提案スプレッド」だが、最近の国の合同庁舎案件の事業契約(案)では、選定事業者の帰責事由による契約解除の場合には、「割賦再計算利息」は「基準金利」のみで、「提案スプレッド」が認められず、法令変更及び不可抗力による契約解除の場合には、「基準金利+融資スプレッド」となっている。金融機関が選定事業者帰責による金利変更リスクを負担することはなく、エクイティによるリザーブ等を要求するため事業費が増加することとなり、管理者等・選定事業者ともにメリットはない。したがって、管理者等が当該支払を分割払いとする場合の再計算利息については、契約解除の理由の如何(選定事業者帰責を含む)を問わず、入札時の割賦金利(提案スプレッド)とすべきである。 また、維持管理費がモニタリングで減額した場合、割賦代金の支払が留保される規定もある。これらの規定はレンダの融資条件(利率、借入額)を悪化させるものである。従って、財務局の公務員宿舍の事業契約(案)にあるように、維持管理費の減額にかかわらず、割賦代金(元本+利息)は当初の予定通り支払われるべきである。 (注2)記載のBOT方式の場合の「施設買取価格」については、その原資たる施設整備に係る借入金残高、未払利息、ブレイクファンディングコストの合計金額相当を上回る水準とすべきである。</p>
307	民間	標準契約	63	2	第2号は管理者等の負担としてください。
308	コンサルタント	標準契約	63		第63条第1項に定める検査が行われる時点においては、PF施設には経年劣化が生じていると予想されるが、経年劣化については同項に基づく修補の対象とはなるものの、第62条第2項第1号によりその費用は管理者等の負担となると理解して良いか。
309	その他	標準契約	63	注	BOT方式の事業の場合については、引渡前に実施する検査の項目を定める時期やその行程について実務的な留意事項を定めるべきである。
310	その他	標準契約	64	1	第1項における事業用地等やPF施設の明け渡しなどに関する費用負担の規定が存在しない。
311	その他	標準契約	64	2	第六十四条第2項に基づき選定事業者に対して管理者等が一定の措置を取る場合、当該措置を取る前に、管理者等は選定事業者に対して、通知を行うべきである。
312	その他	標準契約	64	3	第六十四条第3項に定める措置の期限、方法等については、選定事業者と管理者等との間の協議によって決めるべきである。
313	公共	標準契約	66		片務的であっても、国の債権に関する遅延利息の率(5%)の定めがある以上、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(3.6%)の数値でよいとは言えないのではないかと。
314	その他	標準契約	66		遅延損害金の計算利率が管理者等と選定事業者で異なるのは、管理者等と選定事業者の対等な立場という理念に反しており合理的でない。同じ計算利率とすべきである。
315	民間	標準契約	66		第一項及び第二項において、遅延損害金の利息計算根拠を、管理者等と選定事業者で同じものとしていただきたい。

平成21年度公開意見募集

316	金融機関	標準契約	67		条文の題名としては、「損害保険」というほうが適切かと思えます。PFですので、建設だけではありません。
317	その他	標準契約	68	1	第1項は関係者協議会による協議について定めているが、同じ協議であっても関係者協議会によらない協議もあるため、第六十八条を見てはじめてわかるのではなく、関係者協議会による協議の場合はその旨各条文中で明らかにすべきである。
318	その他	標準契約	68	5	調停人の選定方法については、標準契約書で予め定めておくべきである。
319	その他	標準契約	68	3,5	第3項には紛争解決手続きとしての関係者協議会が、第5項には紛争解決手続きとしての調停が記載されているが、紛争解決手続きについては、新たな条項として追加するべきである。
320	コンサルタント	標準契約	68	3,5	第68条第5項において、調停による紛争解決がなされる場合として、「この契約の各条項において管理者等と選定事業者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に管理者等が定めたものに選定事業者に不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったとき」と規定されており、同条第3項において、関係者協議会の開催が請求できる場合として、「この契約の解釈又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の要望又は解決を図るため必要があると認められるとき」と規定されているため、PF標準契約1(案)に基づく紛争解決全般につき調停手続による解決が意図されている(又は結果的に紛争解決全般につき調停手続による解決が図られる)ものと思われるが、かかる理解は適切か。
321	その他	標準契約	68		第5項については、別項を設け、紛争解決の仕組みについて、「別に定めるところ」ではなく、契約上明確に定めるべきである。
322	その他	標準契約	69	2	第2項の必要性は疑問である。経営状況の把握は、監査済み会計報告でその推移と現状、予測を推することができ、事業をどう経営するのかに過度の関与を管理者等がすべきではない。
323	その他	標準契約	69		経営状況の把握は、監査済み会計報告により、その推移と現状、予測を推することが可能である。また、選定事業者の問題が生じたときは運営協議会等を通して、適宜、管理者等に連絡され、レンダーが選定事業者の財務状況の悪化を把握した場合は、直接協定に基づき、管理者等に報告することになっている。したがって、管理者等が選定事業者の経営に過度に関与すべきではなく、年度毎の経営計画、資金計画まで管理者等に提出する必要はない。
324	その他	標準契約	70	3	第3項の情報開示を例外的に認める先として、協力企業と関係金融機関(アレンジャーや融資検討金融機関を含む)を加える必要がある。
325	その他	標準契約	70	3	第七十条第3項において、構成企業等が同項の「第三者」に含まれないことを明記してもらいたい。
326	その他	標準契約	70		守秘義務の課される「秘密」には、以下の情報が含まれないことを確認したい。 (i)一方当事者が相手方当事者より開示を受けた時点で既に公知であった情報 (ii)一方当事者が相手方当事者より開示を受けた後、一方当事者又は情報の提供を受けた者の責めによらず公知となった情報 (iii)一方当事者が相手方当事者より開示を受けた時点で一方当事者が既に保有していた情報(相手方当事者により秘密保持義務の制約の下で開示されていた場合を除く。) (iv)一方当事者が相手方当事者より開示を受けた後、秘密保持義務に服しない第三者より一方当事者が開示を受けた場合の当該情報
327	その他	標準契約	70		適用のある法令、裁判所その他の行政官庁の判決、決定、命令、要請、法的手続、自主規制機関の規制若しくは要請等に応じて開示する場合は、守秘義務の対象から除かれることを明記すべきである。
328	その他	標準契約	70		守秘義務は、選定当事者及び管理者等に対して、契約終了後も一定期間課されることを明記すべきである。
329	民間	標準契約	71	3	「又は～」以降を許諾の対象から外してください。
330	民間	標準契約	71	5	「成果物」を公表対象から外してください。
331	その他	標準契約	71	6	第6項で、選定事業者が「成果物又はPF施設の内容を公表すること」をしてはならないと規定されているが、金融機関等が当該事業についてプレス発表等を行うことがあり得るため、金融機関も一定程度著作権の利用ができるよう修正すべきである。
332	その他	標準契約	72		レンダーは選定事業者の事業計画等で財務状況等を常時モニタリングでき、重大な問題が発生すれば、直接協定に基づき管理者等に報告することになるので、従来の直接協定の内容で十分である。
333	民間	その他			【指名停止期間の統一と短縮】 まず、各地方自治体間での指名停止期間の統一化を図る。 続いて、指名停止期間の短縮化を図る。 また、複数事案により期間を加算する場合の加算期間の短縮化を図る。
334	民間	その他			【参加資格確認期間の統一と短縮】 まず、国と地方で参加資格確認期間の統一化を図る。 続いて、参加資格確認期間の短縮化を図る。(まずは入札時まで、続いて資格審査時のみとする、等)
335	民間	その他			【地方自治体の指名停止運用基準の見直し】 指名停止を出す際の基準を、客観性のあるものに限定する。 指名停止の対象となる事由の、重要度の基準を統一的に設け、一定以上の重要度の事由のみ指名停止の対象とする。 事由の重要度に応じて、指名停止を出すことのできる地方自治体の範囲を限定する。(例えば重要度がそれ程高くない北海道の事由に対して、九州の自治体は指名停止は出せない等) 指名停止を出すタイミングを、各地方自治体で統一する。(例えば「刑が確定した時」等)
336	民間	その他			【構成員の入れ替え】 応募グループを構成する個々の企業が指名停止を受けた場合、事業に支障をきたさない限り、代表企業を含むグループ構成員の入れ替えを認める。
337	その他	その他			資金投資をする事業の成長、安定、経営手法等に対するアドバイザー役を官側負担で雇用する制度も必要。その際、事業展開する地域に精通した経営コンサルタントに担わせるようなPF事業支援制度を設けることで、参画企業を安心させ、投資意欲も増大させるのでは。

平成21年度公開意見募集

338	その他	その他	<p>PFI事業は複雑で多岐にわたる高度な専門性が求められているにも関わらず、PFI事業を実務面でサポートする仕組みや体制がないため、PFIに乗り出せない自治体が多い。既にPFIを手掛けていても、PFIの実施に必要な実務知識が十分でないため、期待した効果を得られていない自治体も多い。英国では、PUK、4Psと呼ばれる公的なPFIの支援組織が中央・地方のPFI事業を手厚くサポートしており、PFIの拡大に大きく寄与している。</p> <p>地方自治の原則を踏まえながら、地方自治体に対してPFIのノウハウの提供、案件の形成から運営に至る一連のプロセスの実務支援などを行う組織を設立するなど、PFIの案件創出や運営を支援する体制を構築すべきである。</p>
339	その他	その他	<p>PFIの進展に伴い、事業内容が複雑になっているが、発注者側にノウハウの蓄積が十分でなく、民間の知見がなければ要求水準や契約内容に事業の運営内容を十分規定できない事業もでてきている。しかし、現行制度の下では官民間で十分かつ円滑な意思疎通を図り、要求水準をつくり上げていくことは難しい。そのため、民間側が必要な情報を得られず優れた提案をしようにもできず、発注者側も意図したサービスの提供を受けることができない。英国では、官民が業務仕様や契約条件を綿密に話し合い、明確化し、事業の円滑な遂行につなげている。</p> <p>また、事業者の選定の過程で、欧州等では一般的な、複数段階にわたる入札参加事業者の絞り込みがなされない。そのため、入札に係る事業者のコスト負担が高むとともに、落札できなかった場合の損失も大きい。</p> <p>さらに、政府が発注するPFIでは、予算決算及び会計令により、予定価格が原則として非公開となっている。また、会計法や地方自治法により、入札価格が予定価格を上回る場合は、提案内容が優れていても失格となる。そもそも現行制度では、発注者と受注者が十分な対話をできないため、事業者が発注者の設定する予定価格の範囲内に収めることは極めて難しい。</p> <p>従って、発注者と事業者が詳細な業務内容、契約条件について、対話、交渉しながら、事業者が提案を行い、それを基に段階的に優良な事業者が絞り込まれていくような多段階選抜・競争的対話方式の本格的な導入を、PFI関係法令の改正により可能にすべきである。また、PFIにおいて高度で優れた提案が正当に評価、採用されるためには、発注者と事業者の対話を通して予定価格を弾力的に運用するようにすべきである。</p>
340	その他	その他	<p>BTO方式のPFI事業により整備される公共施設等に関しては、建物の建設完了後に所有権の移転を受ける主体が国や地方公共団体である場合には、固定資産税、都市計画税、不動産取得税について非課税とされている。</p> <p>このうち、不動産取得税に関しては、原則、課税当局の判断により、課税・非課税が決定されるが、事業者(SPC)が原始取得した場合には、非課税扱いとされることがある。この「原始取得」の判断対象が落札～建設完了後という将来の話であることもあり、課税当局のその時点での判断が判断とせず、課税と扱われる可能性が払拭できない。</p> <p>具体的には、国のある案件のQ&Aにおいて、主催者側は「不動産取得税については、課税対象と認識している。」との回答がなされた。この解釈が上記と相俟って混乱を招来した。</p> <p>また、固定資産税についても、同様の問題が発生している。具体的には、9月末の施設整備完了時から翌年2月までリハーサルが行われ、3月1日の開業と同時に施設の引き渡しを受けるとの要求水準が設定された事例で、BTO案件であるにもかかわらず、竣工後半年を経過すること、また、1月1日時点で建物は使用されていることから、課税当局から所有権がSPCにあるとされ、固定資産税が課税されると判断される事例があった。</p> <p>BOT案件の場合、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の軽減措置について、地方税法附則の第11条ならびに第15条にそれぞれ明記されているが、BTO案件の場合、地方税法あるいは同附則に課税されない旨の明記がない。</p> <p>従って、BTO案件においては、例えば、地方税法第73条の3または4、あるいは地方税法附則第11条などに明記する、あるいは政府が地方自治体に周知徹底するなど、運用上、事業者が納税義務者とならないよう対応する必要がある。</p>
341	その他	その他	<p>民間が参加しやすい環境を整えるため、資格充足期間の短縮、あるいは参加資格要綱の見直し(指名停止を問わない)の検討が必要である。併せて、構成企業・協力企業の参加申請後の変更についても、柔軟な対応ができるよう検討が必要である。</p>
342	その他	その他	<p>PFI事業の場合は建設着工が1～2年後となるため、着工時に、参加時に申請した技術者と同等の資格、施工実績を保有する別の者に変更できることが望ましい。</p>
343	その他	その他	<p>PFI事業への応募には、提案作成から契約締結までに、大型事業であれば1件につき数億円の費用を要する。現状は、これをすべて民間事業者が負担しているが、非常に負担が重く、必然的に応募件数を絞り込まざるを得ない。</p> <p>こうした状況が続くと、一部の条件の良い事業にのみ応募が殺到して競争が激化し、一方で、条件的に劣る事業には応募者が集まらないという二極化がおこり、結果としてPFI事業の発注者、民間事業者双方が疲弊するという事態に陥る可能性がある。</p> <p>こうした事態を回避する為に、</p> <p>早い段階で応募者を絞り込む多段階選抜</p> <p>民間事業者が、提案策定に当たり事業の予算規模を把握する為の参考価格の公表を、地方公共団体の事業を含むすべての事業に義務づけるべきである。</p>
344	その他	その他	<p>PFI事業は公共サービスを提供する事業であることから、政策の変更、住民要請の変化などにより、事業を中止せざるを得ない場合があることは民間事業者としても承知しているところである。</p> <p>管理者等の事情により、契約締結後に事業が中止された場合については、今般の標準契約書案においても民間事業者の損害を賠償することとされているが、契約締結以前に事業が中止となった場合については、「応札費用は事業者負担」であることを理由に、補償されていないのが現状である。</p> <p>しかし、事業実施方針公表後は提案作成作業を開始していることを考えれば、管理者等の事情により事業が中止となった場合には、中止決定の時期に応じて、民間事業者に相当の補償がなされるべきであり、併せて中止に至った理由も開示すべきである。</p>
345	その他	その他	<p>短期間で企画設計をまとめ、発注者と直接の打合せを経ることなく金額を確定し、提案するPFI事業の特性から、事業契約締結時点では設計の成熟度が低いのが宿命である。</p> <p>したがって、契約締結後に企画設計(提案)基本設計 実施設計と進む過程で「性能規定による要求水準書」、「利用者を含む発注者の希望」、「近隣住民との協議」、「提案者の理解と提案金額」等をすり合わせて設計を確定する必要がある、その各段階で提案者にとって実質的な「設計変更」、あるいは「設計内容変更」の必要性が常に内在する。</p> <p>いったん合意された設計からの変更を意味する設計「変更」と、企画設計レベルの提案を煮詰めてゆく過程での設計内容の「変化」は厳密に区別しづらいこともあり、設計を最終化する過程での官民の理解の違いから様々なトラブルが起きやすい。</p> <p>このようなPFIの仕組みに起因する避けがたい問題へに対処するためには、落札者・優先交渉権者選定後、事業契約締結までの間に、十分に時間をかけた提案内容の説明や協議・調整の機会を設定する必要がある、こうした官民双方による対話を明確な制度として確立すべきである。</p> <p>そのためには、発注者側が公表する事業スケジュールにおいて、事業者選定後、事業契約締結までの期間を現行の1～2ヶ月から「3～4ヶ月」とするなど、余裕を持ったものしておく必要がある。</p>
346	その他	その他	<p>現状のPFI事業では、民間事業者がコントロールできない不可抗力によるリスクや、民間に裁量権がない業務の事業リスクなどを発注者が民間事業者に負担させる事例がみられる。民間事業者側に過度にリスクを負担させれば、リスク回避のためのコストが上乗せされ、事業全体のコスト上昇につながる。さらに民間のリスク負担能力を超えれば、事業として成立しないことにもなりかねない。</p> <p>発注者と民間事業者間のリスク分担については、当該リスクを最も安い費用でコントロールできる主体が担うという原則に基づき、契約上適切かつ公平、公正な形で位置付けるべきである。</p>

平成21年度公開意見募集

347	その他	その他	<p>PFI事業では、グループとして有する提案力、事業実施能力、マネジメント能力によって事業者が選定される。しかしながら、応募グループを構成する個々の企業の事故等により、応募グループ全体が失格となる、あるいはSPC設立後であっても事業者選定が取り消される等の事態により、官民双方およびサービスの早期利用を求める市民、利用者へ多大な影響を及ぼしている事例がある。</p> <p>このため、事故等により応募グループを構成する個々の企業が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて、事業に支障をきたさない限り、代表企業を含むグループ構成員の入れ替えを認める</p> <p>事業によって異なる参加資格確認期間を、例えば資格審査申請～資格審査結果通知までとする</p> <p>指名停止措置のPFI事業への適用について、例えば事業を実施する地域以外で起きた事故等による指名停止はPFIには適用しないこととし、これらの措置を地方公共団体の事業を含むすべての事業において統一として実施することを要する。</p>
348	その他	その他	<p>建設費に係る物価変動への対応については、平成21年4月に公表された「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」において考え方が示され、標準契約書案においては、主要な工事材料の著しい物価変動、急激なインフレまたはデフレによる物価変動についてサービス対価の変更を請求できることとなっている。</p> <p>我々は、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」の取りまとめにあたり、建設費に係る物価変動への対応は、公共工事標準請負契約約款の規定に準ずるべきであり、上記の2要件に加え、1年を超える契約における請負金額の1.5%を超える賃金及び物価変動についても変更を認めるよう要望したところである。</p> <p>PFI推進委員会の結論は、PFI事業においてはコスト管理は選定事業者のリスクであり、通常の範囲内での物価変動は選定事業者のリスクであるということ、この規定のPFI事業への適用は適当でないというものであった。</p> <p>しかし、公共工事標準請負契約約款においても、1.5%以内の物価変動は通常の範囲内であるとして請負金額の変更を認めておらず、PFI推進委員会が示した理由と同じである。</p> <p>よって、PFI事業における建設工事費について、公共工事標準請負契約約款の規定の従い1.5%を超える物価変動についてもサービス対価の変更を認めることとすべきである。</p>
349	コンサルタント	その他	<p>PFIは導入当初魔法の力があるかのように捕らえられ、現在でも問題が生じると担当者がPFI理論に従わなかったから問題が生じたのだとして批判されるリスクを負っている。一方英国では、いくつかの事業をまとめて実施する場合、一斉に実施せず、最初にパイロット事業として少数の事業を実施し、その反省を踏まえて残りの事業を実施するということをシステムティックに行っている(例えば、BSF Building Schools for the Future)。</p> <p>「試行錯誤」が一切認められないとすると、せっかく得られた教訓が闇に葬られることになりかねないので、長期的にみると国民にとってプラスにならない。事業単体ではなく、長期的な視点から国民にとって何がベストかを追求できるようなプログラムを作ることが望ましい。</p>
350	コンサルタント	その他	<p>もともとPFIは、公共サービスのあり方を改革することがその目的であったはずである。そして、イギリスやフランスのPPPに関する資料をみても、やはり既存の公共サービスのあり方を変更することが根本的な目的として捕らえられているように思われる。しかし、日本のPFIでは、定量的なVFM評価が重視され、「公共の改革」という最も大切な視点が隠れてしまったように見える。そもそも役所でも企業でも競争に晒されなくなった途端に効率性が低下していく。PFIが「公共の改革」につながるのには、PFIと従来手法のどちらがよいかを真剣に比較することによって、疑似競争環境を作りだし改善を迫る点にある。このようなPFIの機能を生かすためには、役所が自発的にPFIを導入しようとしなければPFIの導入検討が行われぬという体制では実現できない。むしろ、一定の基準を満たす事業についてはPFIの導入の検討を義務づけることによって、公共事業を常に疑似競争環境に晒すことが重要であると考えられる。また、PFIについても、反対のないPFIは良いPFIにならないことに留意すべきである。役所内部からもPFIに対する強い反対があるような場合に初めて従来型公共事業もPFIも改善を余儀なくされるのであり、PFI導入に誰も反対しないような状態でPFIが導入されると、長期的な視点からは従来型公共事業もPFIも改善されない。なお、個別事業ごとに定量的VFM評価をしてその結果に基づき導入の可否を決めることにこだわりすぎると、どうしても「検討過程の簡略化」が重視されることになり(検討費用を節減しないVFMが出ないため)、「公共の改革」という最も重要なPFIの機能が損なわれることにつながるにも留意すべきである。</p>
351	コンサルタント	その他	<p>PFIでは、選定事業者(SPC)の経営が悪化した場合でも金融機関のステップインによって事業の継続を図ることができるのが、PFIのメリットとしてしばしばあげられている。一方、地方自治法にはステップインに対応する規定がないため、どのような場合に改めて入札をする必要があるのか、どのような場合に議会の承認が必要になるのかなどが不明確であるが、再入札、議会の承認は不確定要素が大きいためステップインにはなじまない。そこで、発注者の立場が不利にならないことを条件として(締結済みのPFI契約上の権利義務をそのままステップインした事業者が引き継ぐことを条件として)、再入札、議会の承認を不要とする規定をPFI法に設けるべきである。</p>
352	コンサルタント	その他	<p>PFIは長期包括契約であるため契約内容の変更が必要になる場面が生じる可能性が高いが、PFI法、地方自治法の規定をそのまま適用すると、契約金額に1円でも変更があった場合に議会の承認が必要になるため、非常に使い勝手が悪い。PFIの実施のための、債務負担行為、契約締結の承認の議決の際に、いくらまであれば議会の承認と不要とするかについても議決させることにより(例えば、契約金額の5%までは議会の議決を不要とする)、機動性と民主的コントロールを両立させるべきである。</p> <p>なお、地方自治法180条の専決の活用も考えられるが、債務負担行為も地方自治法180条の専決の対象になるのであれば、その旨ガイドライン等に明記して頂くとともに、PFIを実施する際には専決事項についても検討すべき旨もガイドライン等に明記して頂きたい。</p>
353	コンサルタント	その他	<p>PFIのメリットとしてはいろいろとあげられているが(性能発注による民間の創意工夫、民間への大幅なリスク移転、金融機関によるモニタリングとステップイン等)、それを全て実現できるPFI事業を探そうとするとPFIに相応しい事業を見つけることは非常に困難になる可能性がある。しかし、全てのPFIのメリットが実現できる事業を探さなくても、柔軟に考える必要がある。例えば以下のような類型を想定して検討してみたらどうか(他にもいろいろ類型を作ることができるはずである)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要リスクを移転する事業。集客施設など受益者負担型の事業などでは、需要リスクを民間に移転すること自体がメリットと考えるべきである。この場合に、金融機関によるステップインまで拘ると、適した事業はなくなってしまう(需要リスクの移転とプロジェクトファイナンスはなかなか両立しないため)。 ・性能発注のメリットが大きい事業。廃棄物処理施設、水処理施設などは、性能発注によって民間の創意工夫を促す余地が大きい事業といえる。 ・従来型公共事業の見直しのための事業。そもそもPFI導入に伴う創意工夫の効果などは事前の予測は困難なことが多い。しかし、そのために従来手法に拘る理由はなく、むしろ何件か試しにPFIで実施してみ、PFIにメリットがあると判明すればPFIを続けられよしい、メリットがないと判明すれば従来手法を続けられよしい。PFIにメリットがあるか不明であるので従来手法というのでは、従来手法はいつまでも改善されない。長期的にとって何が国民にとってベストかという視点から様々な方法を試みるのが大切である。
354	コンサルタント	その他	<p>PFIでは、殆どの事業でSPCが使用され、公共との契約の相手方はSPCであるが、実際の業務を行うのは、SPCから委託を受けた構成企業という構造となっている。しかし、許認可が必ずしもこのような構造に対応しておらず、導管体にすぎないSPCに許認可が必要になってしまう、又は再委託の禁止に抵触してしまうことがあると指摘されている。そこで、PFI事業でSPCが用いられる場合で各許認可の対象業務の全てが構成企業に委託される場合には、許認可との関係については、発注者(公共)から構成企業へと直接委託しているものとみなす旨の規定をPFI法に設けるべきである。そのようにしても、構成企業は入札段階で審査の対象となっているし、構成企業の変更は発注者(公共)の承認を条件とする場合が殆どであるので、問題が生じる可能性は殆どない。また、許認可の性質によっては、上記のような対応では不十分かもしれないが、その場合には必要に応じて除外規定を設ければよい。</p>
355	コンサルタント	その他	<p>PFIにおいては、事業の性質に応じて個別事業毎にリスク分担を検討すべきであるとされているが、国の債権の管理等に関する法律との関係で必ずしも最適と思われるリスク分担が実現できないことがある。20年～30年といった長期の契約において事業を安定させるためには柔軟な対応が必要となることを考慮し、例外を認めることができるような規定を設けることが望まれる。弊害防止のための措置はいろいろ手段があるはずであり、一律に一定の行為を禁止する必要はないものと思われる。</p>